

ちがさき男女共同参画推進プラン

平成23年度～平成27年度



平成23年（2011年）3月

茅ヶ崎市

は じ め に

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際的な取り組みとも連動しながら、男女共同参画社会基本法の制定等、法制度の整備を中心に様々な取り組みが進められてきました。

このような社会状況のなか、本市では、平成13年に、「ちがさを男女平等のまちに」することを目指して、「ちがさき男女平等参画プラン（平成13年度～22年度）」を策定し、様々な男女平等の意識啓発や講座、女性の活動の支援など、女性も男性も平等に社会参加できるような取り組みを積極的に展開してまいりました。

平成18年度からは計画の達成度を測る指標を設定し、プランの最終年度である平成22年度の目標値を定め、進ちょく状況を把握してまいりました。

このたび、「ちがさき男女平等参画プラン」の計画期間終了に伴い、「ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成23年度～27年度）を策定いたしました。

法律や制度の面、学校教育や家庭生活の場においては、男女平等は前進してきているものの、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要であると考えております。

「ちがさき男女共同参画推進プラン」では、国籍や年齢、障害等に関わらず、職場、学校、地域社会など、あらゆる分野において男女が共に参画できるよう、人間性を尊重し、市民一人ひとりが互いに理解し、支え合い、共に生きていくという共生社会の実現に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えておりますので、どうか、市民の皆様には、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、「ちがさき男女共同参画推進プラン」策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました、ちがさき男女平等参画プラン推進協議会の委員各位並びに御協力いただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

平成23年3月

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

目 次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 ちがさき男女共同参画推進プラン策定の趣旨	2
2 プラン策定の背景	2
3 プランの位置づけ	6
4 プランの期間	8
5 プランの策定体制	8
6 プランの策定の経過	9
 第2章 プランの体系	 1 1
1 国や県との関連	1 2
2 プランの構成	1 3
3 プランの継承性	1 4
 第3章 プランの基本理念	 1 7
 第4章 プランの基本目標	 1 9

第5章 プランの施策と展開 …………… 23

基本目標1 男女平等の意識づくり…………… 24

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり…………… 32

基本目標3 人権が尊重される社会づくり…………… 40

基本目標4 男女が共に参画するまちづくり…………… 48

第6章 プランの評価指標 …………… 55

第7章 プランの推進体制 …………… 59

1 推進体制の充実…………… 60

2 プランの推進…………… 61

3 市の率先行動…………… 61

4 国・県等への要望と連携…………… 61

資料…………… 63

男女共同参画のあゆみ…………… 64

男女共同参画社会基本法…………… 68

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）… 74

・ ちがさき男女共同参画推進プラン（案）について	
（諮問及び答申）	84
・ ちがさき男女平等参画プラン推進協議会委員名簿	88
・ 「ちがさき男女共同参画推進プラン（案）」についての	
パブリックコメント実施結果	84

第1章 プランの策定に あたって

1 ちがさき男女共同参画推進プラン策定の趣旨

本市では、これまで「ちがさき男女平等参画プラン」に基づき、茅ヶ崎市女性センターを中心に、様々な男女平等の意識啓発や講座、女性の活動の支援などを積極的に推進してきました。6月の男女共同参画週間には、茅ヶ崎市女性センターの登録団体等と連携して講座等を開催し、継続的に啓発を進めています。

政策・方針決定の場への女性の参画については、結果として増減はありながらも緩やかに増加していますが、市の審議会等における女性委員の割合や、市職員の管理職における女性の割合の増加に向けて、さらなる取り組みが必要です。

また、平成21年（2009年）に本市が実施した「男女参画社会に関する市民アンケート調査」（以下、市民アンケート調査といいます。）の職業観についての質問では、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」と考える人が増加するなど、子どもができて、女性が職業を持ち続けることに肯定的な人が増えてきています。

一方で、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識はまだ解消されておらず、「仕事」と「家庭生活」と「個人生活」の調和を希望しながらも、現実の生活では、依然として女性が家事や育児を負担しているのも現状です。

このような認識のもと、「ちがさき男女共同参画推進プラン」は、男女共同参画社会基本法の「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、ひいては、国籍や性別・障害等に関わらず、心豊かに生活することができる多様性を保障された社会、男女共同参画にもとづく共生社会の形成を目指します。

この「ちがさき男女共同参画推進プラン」は、世界の動き、国及び県の取り組みを踏まえて、本市の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しました。これに基づき、本市が取り組む施策を推進し、人権が尊重された、男女共同参画社会の実現を目指します。

2 プラン策定の背景

（1）世界の動き

～世界行動計画と国連婦人の10年～

昭和47年（1972年）、第27回国連総会において昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが決定されました。この年の6月には、国際婦人年世界会議（第1回女性

会議）が開催され、①男女平等の促進、②社会・経済・文化の発展への女性の参加、③国際友好と協力への女性の貢献を目標とし、目標達成のための行動の指針を定めた「世界行動計画」を採択しました。また、同年秋に開催された第30回国連総会では、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までを、「国連婦人の10年」とし、平等・開発・平和を目標としました。

昭和54年（1979年）の第34回国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女子差別撤廃条約といいます。）」が採択され、女性の地位向上のための積極的な取り組みが始まりました。この条約の第1条において、

「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」と定義されています。

～婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略～

「国連婦人の10年」の最終年である昭和60年（1985年）には、ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）が開催され、「国連婦人の10年」の成果の検討が行われました。また、2000年に向けて、各国等が効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

～北京宣言及び行動綱領～

平成7年（1995年）北京において第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。ここには、女性の地位とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき、貧困・暴力・人権等の12の重大問題領域について女性のエンパワーメントのための行動計画が明記されています。行動綱領の目的は女性のエンパワーメントであり、あらゆる女性のあらゆる人権及び基本的自由の完全実現が不可欠であるとしています。

～2000年会議成果文書～

平成12年（2000年）には、ニューヨーク国連本部で、国連特別総会「女性2000

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約） 1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効した。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

エンパワーメント 自己決定能力といった個人的な力、法的・経済的・政治的な力などをつけることをいう。

年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」を補完するものとして「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）を採択されました。

～「北京＋10」世界閣僚級会議～

平成 17 年（2005 年）には、第 4 回世界女性会議から 10 年目の節目とし「北京＋10」世界閣僚級会合がニューヨーク国連本部で開催され、ここでは、「北京行動綱領」等の実施に向けた取組を求める宣言が採択されました。

平成 21 年（2009 年）には、ニューヨーク国連本部での女子差別撤廃委員会第 44 会期において、日本に対し、女子差別撤廃条約第 6 回実施状況報告（20 年（2008 年）4 月）に関する最終見解が公表され、民法における婚礼適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏を選択等に関する国内法の規定を整備することを指摘しています。

（2）国の動き

これらの世界の動きの中、日本では、昭和 50 年（1975 年）関係省庁の事務次官からなる「婦人問題企画推進本部」（平成 6 年（1994 年）「男女共同参画推進本部」に改組）と、民間有識者からなる「婦人問題企画推進会議」が設置されました。

婦人問題企画推進本部は、「世界行動計画」（昭和 47 年（1972 年））を受け、昭和 52 年（1977 年）に、「国内行動計画」を策定し、法制度上の婦人の地位の向上や男女平等を基本とするあらゆる分野の婦人の参加の促進等、昭和 63 年（1988 年）までの 10 年間の施策の方向や目標を明らかにしました。

そして、法律や制度面では「男女雇用機会均等法」を制定し、「国籍法」を父系優先血統主義から父母両性系主義へ改正、教育面では家庭科の男女共修への移行など、女性の地位改善を行い、昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

また、昭和 60 年（1985 年）に採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を基に、昭和 62 年（1987 年）「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」を決定し、男女共同参加型社会の形成を総合目標に掲げました。

平成 8 年（1996 年）には、「男女共同参画 2000 年プラン」が決定されました。平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現

北京宣言及び行動綱領 第 4 回世界女性会議で採択された。行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのための行動計画を記している。具体的には、①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力闘争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女児から構成されている。

に向けて全国の自治体が取り組みを始めました。

平成 21 年（2009 年）の、ニューヨーク国連本部での女子差別撤廃委員会の最終見解に対し、国は国内施策における課題を改善すると共に、平成 23 年度（2011 年度）から開始となる第 3 次男女共同参画基本計画の中間整理では、男女共同参画社会基本法の制定後、10 年間必ずしも男女共同参画が十分に進まなかった反省に立ち、新たに取り組むべき視点とし、①女性の活躍による社会の活性化、②男性にとっての男女共同参画、③子どもにとっての男女共同参画、④様々な困難を抱える人々への対応、⑤女性に対する暴力の根絶を課題として取り上げ、更にその実現のため、積極的改善措置や、多様な生き方を可能とする社会システムの構築等に早急に取り組むとしています。

（３）神奈川県動き

昭和 57 年（1982 年）に策定した「かながわ女性プラン」をもとに「かながわ女性会議」を結成し、江の島に「婦人総合センター」（現かながわ女性センター）を開設しました。

そして、昭和 62 年（1987 年）には、時代の潮流を考慮して「新かながわ女性プラン」を策定し、更に平成 9 年（1997 年）には、21 世紀にむけ「かながわ女性プラン 21」を策定しました。

また、平成 14 年（2002 年）には、神奈川県男女共同参画推進条例を制定し、県や事業者及び県民の責務について定め、平成 15 年（2003 年）に男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、平成 20 年（2008 年）には、「かながわ男女共同参画推進プラン第 2 次」を策定しました。

（４）本市の動き

女性施策の総合的推進を図るため、昭和 61 年（1986 年）に庁内関係各課で構成する「茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会」（平成 8 年（1996 年）「茅ヶ崎市女性行政推進会議」、平成 14 年（2002 年）「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」に改称）を設置しました。

また、市民による茅ヶ崎市婦人問題懇談会の提言を経て、平成 3 年（1991 年）に委員 13 人で構成する「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」を設置し、女性に関わる問題を解決するため、平成 5 年（1993 年）に「ちがさき女性プラン」を策定しました。

そして、平成 5 年度（1993 年度）から企画部文化室を女性行政の窓口とするととも

に、諮問機関として市民で構成する「ちがさき女性プラン推進協議会」を設置しました。

平成 10 年（1998 年）に、女性センターを現在地に移転し、市長室市民活動推進課女性政策担当を女性センター内に設置しました。

平成 13 年（2001 年）に「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、その推進、調査研究及び啓発事業の実施に努めてきました。

平成 14 年（2002 年）に、企画部男女参画社会課となり、女性の生活上の様々な悩みを相談する窓口として、「女性のための相談室」を同年 10 月に開設しました。

平成 17 年（2005 年）には、新たに 4 つの重点的に取り組むべき課題等を設定し、「ちがさき男女平等参画プラン」を見直し、改訂を行いました。平成 22 年度（2010 年度）には文化生涯学習部男女共同参画課となり、更なる男女共同参画社会の形成の推進に取り組んでいます。

3 プランの位置づけ

本市では、平成 13 年 3 月に「ちがさき男女平等参画プラン【平成 13 年度（2001 年度）～平成 22 年度（2010 年度）】」を策定し、平成 17 年（2005 年）3 月に改訂を行いました。また、具体的な事業内容を示した事業計画を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。「ちがさき男女共同参画推進プラン」は、「ちがさき男女平等参画プラン」での施策の実施状況や課題を踏まえ、その推進に向けた理念を継承し、平成 27 年度に向けて男女共同参画社会の形成を目指します。

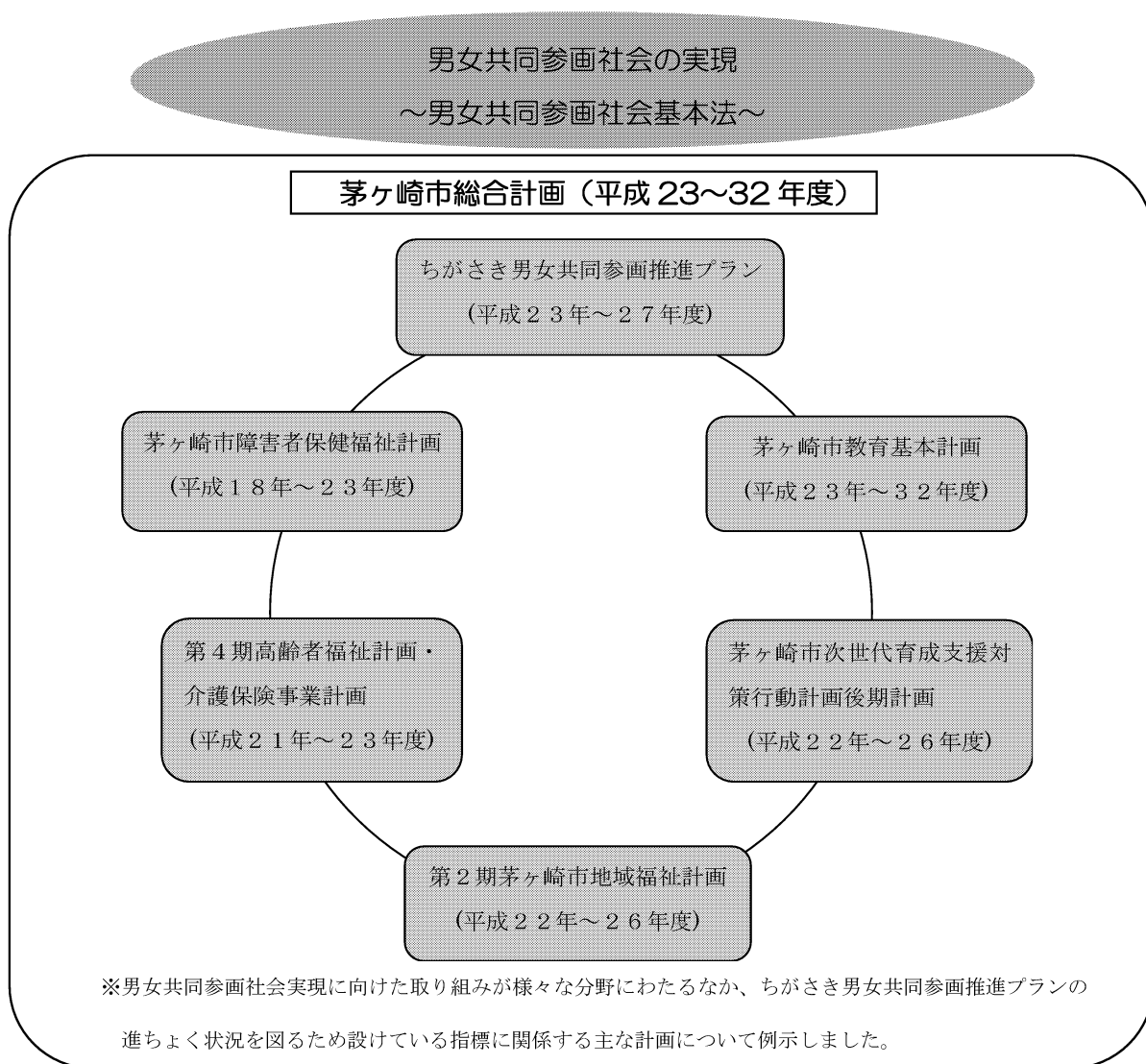
平成 13 年（2001 年）に策定の「ちがさき男女平等参画プラン」では、「ちがさきを男女平等参画のまちに」することを目指して、

- ・性別で分けない「個として自分らしく生きられる」
 - ・多様な選択肢があり「自分らしく生き方を選べる 選択をやり直せる」
 - ・自己決定でき「自分のことは自分で決められる」
 - ・仕事の分かち合いをし「仕事と個人の生活が両立できるように、みんなではたらく」
- をビジョンとし、様々な事業を展開してきました。

この 10 年を振り返り、課題の整理を行い、改めて男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを見直すと共に、その施策の実効性、その強力な推進体制の確立、目指すべき男女共同参画社会の形成を共通認識とした「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定を行いました。

「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会は、人権が尊重され、かつ社会状況の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現です。

その実現のため、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、今後5年間の茅ヶ崎市の男女共同参画の形成を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を位置づけるものです。

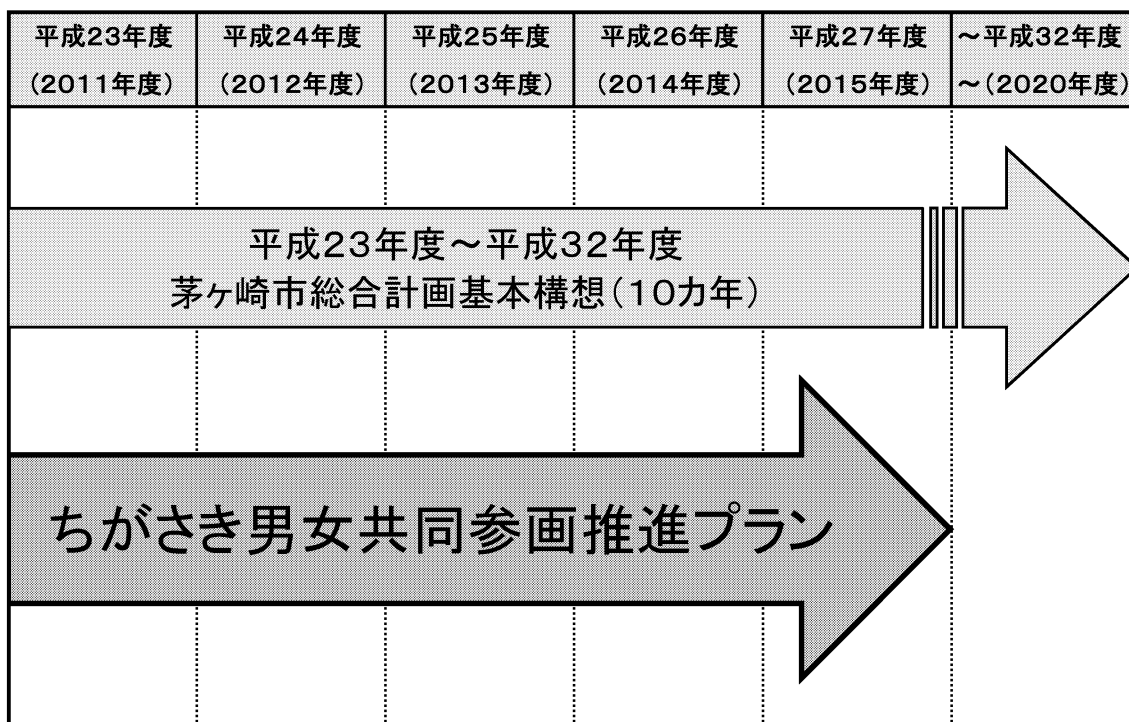


この計画は、「茅ヶ崎市総合計画」等を踏まえて策定し、推進にあたっては「第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」「第2期茅ヶ崎市地域福祉計画」「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」「茅ヶ崎市教育基本計画」など、男女共同参画社会形成に向け、各種計画と連携を図ります。

4 プランの期間

平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とします。

また、「ちがさき男女共同参画推進プラン」は「茅ヶ崎市総合計画基本構想」の見直しを踏まえて、社会状況の変化にあわせ、必要に応じて見直しを行います。



5 プランの策定体制

「ちがさき男女平等参画プラン」が平成22年度をもって計画期間が終了することから、ちがさき男女平等参画プラン推進協議会及び茅ヶ崎市男女共同参画推進会議を開催し、これまでの取り組みの成果と課題を振り返りました。

更に、国や県の動向、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化等を勘案し、意見を集約、「ちがさき男女平等参画プラン」を更に強化する形で「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定をおこないました。

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会は、公募の市民、学識経験者、茅ヶ崎市女性センター登録団体、関係団体の代表で組織され、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申又は意見を建議する附属機関です。

茅ヶ崎市男女共同参画推進会議は、男女共同参画社会の形成に関する施策の啓発及び推進活動に関すること、並びにその調査研究、庁内組織の連絡調整をする会議です。

6 プランの策定の経過

本市における男女共同参画社会実現のための更なる推進体制の強化に向け、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を、市民の意見やニーズを的確に反映したものとするため、市民の皆様の中から計3,000人の方を対象として、市民アンケート調査を平成21年（2009年）10月に実施しました。

また、「ちがさき男女共同参画推進プラン」策定にあたり、より幅広い意見を聴くため、公募市民、学識経験者、関係各団体の代表など、13人の委員により構成される、ちがさき男女平等参画プラン推進協議会において、17回に渡り協議を行いました。

更に庁内では、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ効果的にすすめるため設置された、関係各課の課長級職員からなる茅ヶ崎市男女共同参画推進会議において、ちがさき男女平等参画プラン推進協議会との連携を図りながら7回に渡り協議を行いました。

項 目	平成21年度												平成22年度											
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
アンケート調査の実施						●																		
協議会		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●			
推進会議	●								●				●		●	●	●		●					
パブリックコメント																	●	●						

※表中の●部分は、各項目の実施月または開催月を表します。

※協議会：ちがさき男女平等参画プラン推進協議会

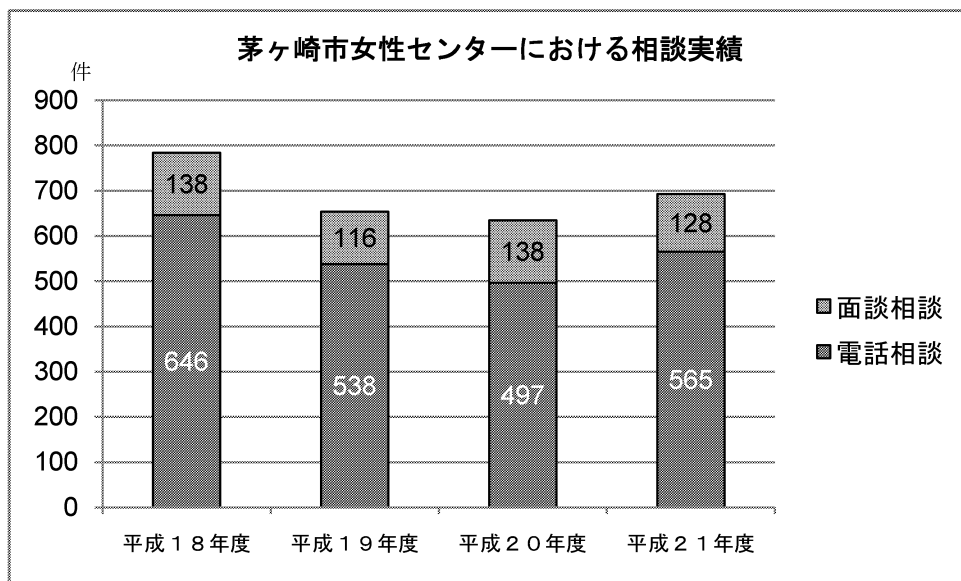
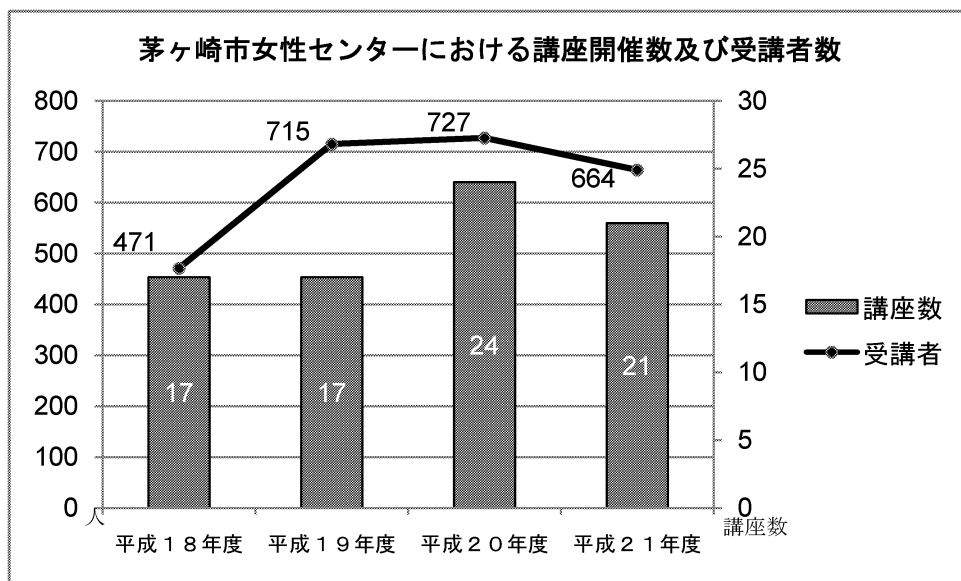
※推進会議：茅ヶ崎市男女共同参画推進会議

コラム ～茅ヶ崎市女性センターの実施事業～

茅ヶ崎市女性センターは、男女平等社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供することにより、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与することを目的として設置された施設です。

主な事業として、男女参画推進に向けた講座を開催し、また、女性のための相談事業を実施してきました。

最近の講座開催数等の推移は下記グラフのとおりです。

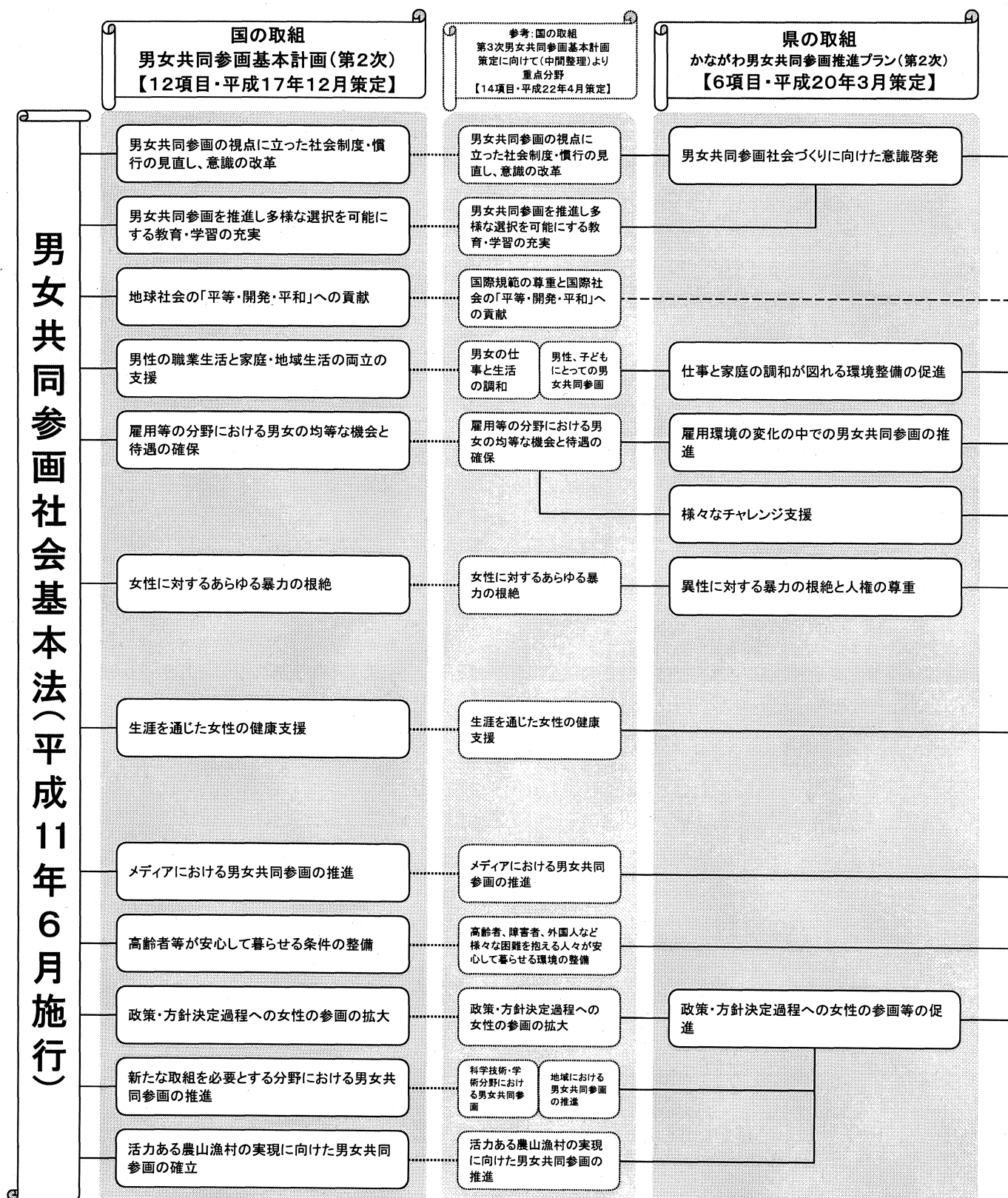


(両グラフとも、「女性センター事業概要」より作成)

第2章 プランの体系

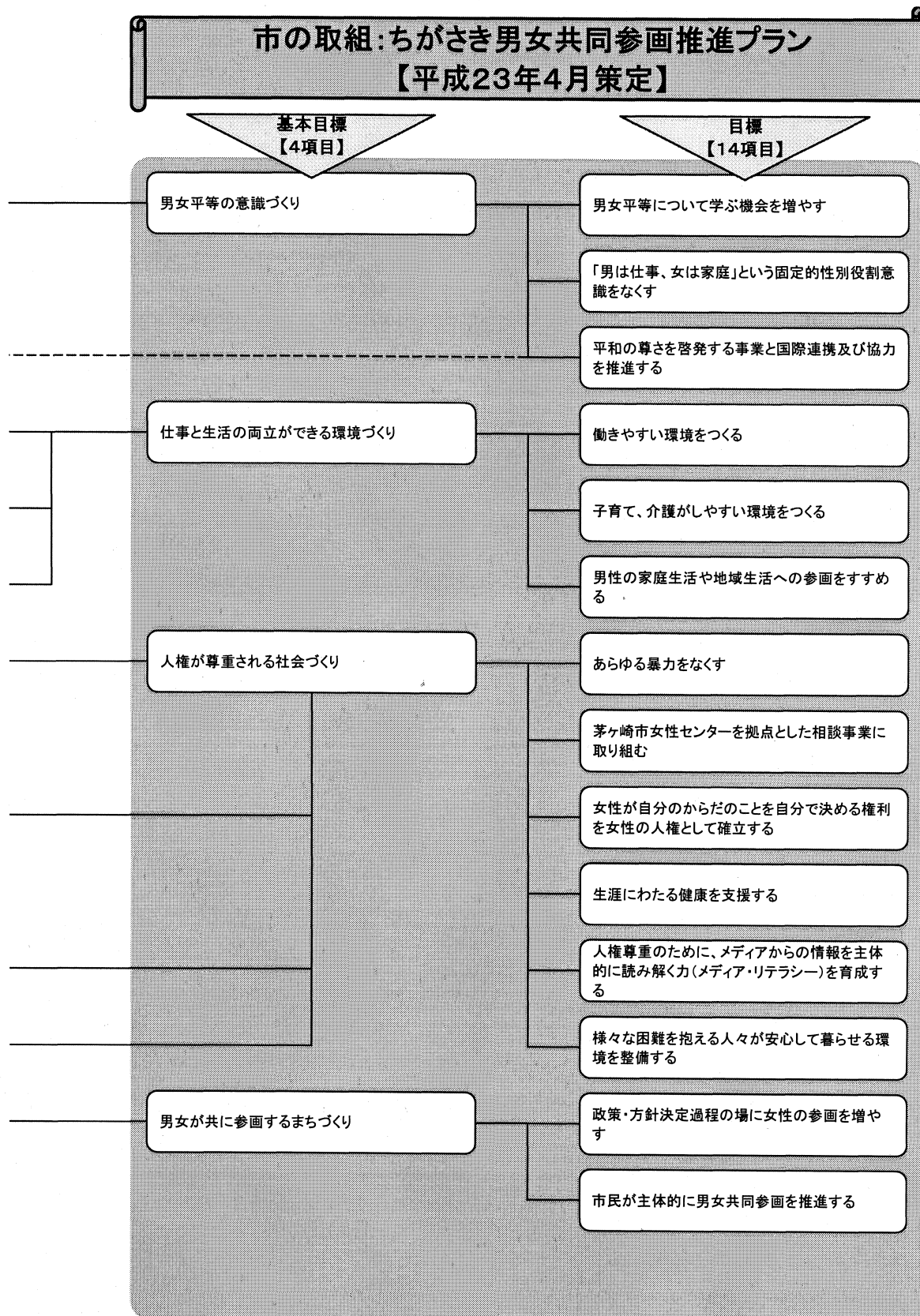
1 国や県との関連

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ・国の取組である男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項及び県の取り組みである神奈川男女共同参画推進プラン（第2次）の重点目標を踏まえた、茅ヶ崎市総合計画基本構想に基づくプランです。



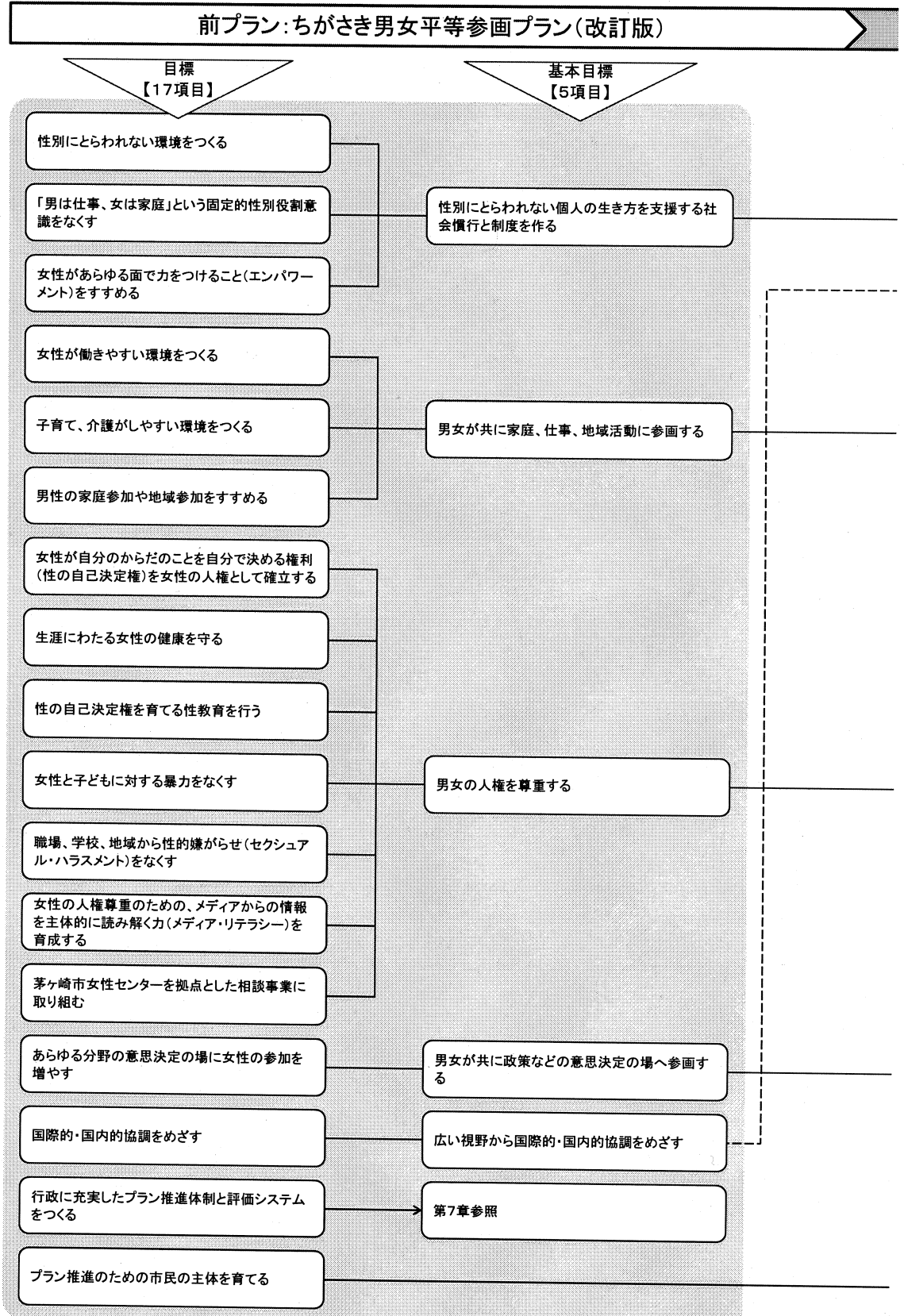
2 プランの構成

この「ちがさき男女共同参画推進プラン」は、今後、本市が取り組むべき施策の基本的方向を示すと共に、本市において総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱としての役割を包含するものとして定めます。

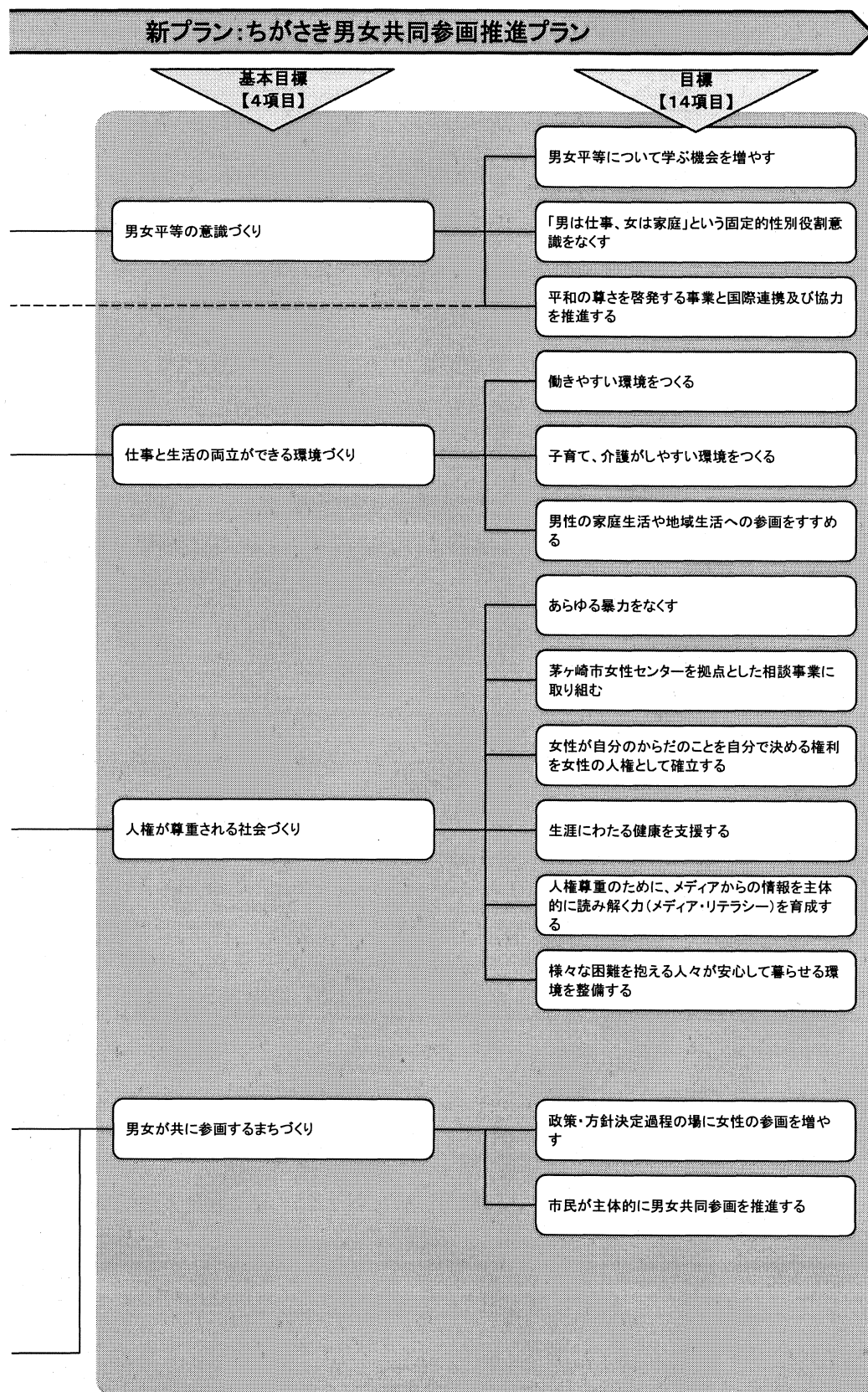


3 プランの継承性

本市では、平成13年度から、10カ年計画である「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、その後平成17年3月に改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。



平成 23 年度からは、前プラン「ちがさき男女平等参画プラン」を継承する新プラン「ちがさき男女共同参画推進プラン」を推進し、本市の現状と課題を踏まえ、4つの基本目標として設定し、男女共同参画社会の実現に向けて、課題解決に取り組めます。



コラム ～広報ちがさき（平成22年6月15日号）より～

キーワードは「男女共同参画」

話そう、働こう、育てよう。
いっしょに。

(22年度男女共同参画週間キャッチフレーズ)

私たち一人ひとりの能力が発揮できる社会とは、どのような社会を想像しますか。キーワードは「男女共同参画」です。聞き慣れない言葉かもしれませんね。

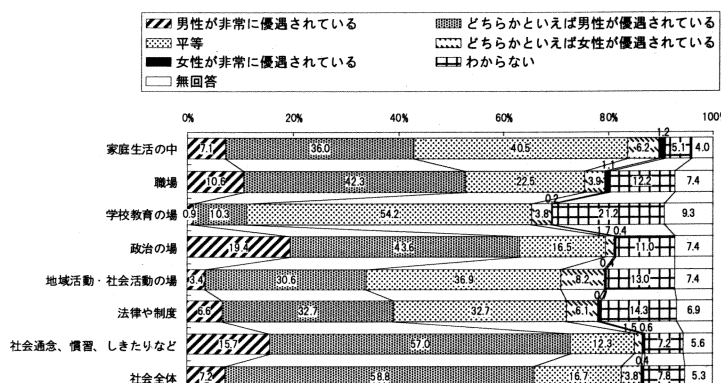


まず質問です。「男女共同参画社会基本法」をご存じですか。

この法律は、日本国憲法でうたわれている個人の尊重と法の下での平等の意志を受け、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現」を目指しています。

この法律に基づき、国や地方自治体では約10年間取り組みを進めてきましたが、必ずしもそれが実現できているとは言えません。

▽全体 (n=1,616)



資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

男女の平等感をアンケート

昨年度茅ヶ崎市のみなさんを対象に実施したアンケートでは「男女が平等になっていると思いますか？」とさまざまな場面での平等感を尋ねたところ、学校の場合で「平等」と感じる意見が半数以上あった一方で、家庭生活の中や社会通念、慣習、しきたりなどでは、まだ依然として不平等感を感じているという結果となりました。

固定的な意識にとらわれない考え方

男女共同参画が実現した社会は、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができます。「こうあるべき」という考え方は、場合によって生き方の選択を狭めることもあると考えられています。

例えば、「男の子だから、女の子だから…」 「女性だから、男性だから…」 と考える前に、その、固定的な意識にとらわれない考え方がもしできたとしたら、「人間として…」 と考えることができたなら、それが男女共同参画の実現につながるのです。

6月23日～29日の男女共同参画週間では、男女共同参画社会基本法を知っていただき、一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現について、考えてみるきっかけとしてみませんか。

第3章 プランの基本理念

プランの基本理念

～人権が尊重された、男女共同参画社会の形成～

本市の平成23年度から平成32年度までを計画期間とする茅ヶ崎市の総合計画では、目指すべき将来の都市像を「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」とし、5つのまちづくりの基本理念のもと、計画期間の10年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎の実現に向けた取り組みを進めます。

「ちがさき男女共同参画推進プラン」は、茅ヶ崎市総合計画に基づき、そのまちづくりの基本理念のひとつ「学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり」に向け、「多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち」を目指し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

更に、総合計画の施策目標のひとつである「互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる」ことを目指します。

それは、すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を対等に発揮することができ、配偶者などへの暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめといった人権侵害のない社会をつくることです。また、国籍、年齢、障害等に関わりなく、あらゆる人が心豊かに自分らしく生活できる多様性を保障された社会、男女共同参画が実現した共生社会をつくることです。

このような社会の実現のため、「ちがさき男女共同参画推進プラン」では、男女が性別にかかわらず **人権が尊重された、男女共同参画社会の形成** に向け施策を展開していきます。

第4章 プランの基本目標

人権が尊重された、男女共同参画社会の形成

1 男女平等の意識づくり

性別に関わりなく、あらゆる分野で平等と感ずることができずる社会を実現するために、市民一人ひとりが、男女平等や男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、様々な機会を提供するとともに、従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識づくりを推進します。

また、男女共同参画社会の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係があることから、国際連携及び協力を推進します。

2 仕事と生活の両立ができる環境づくり

男女がともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味・仕事など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができるように仕事と家庭の両立を支援します。

また、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女がともに担うことができるための取り組みを支援します。

3 人権が尊重される社会づくり

暴力に関する相談や一時保護といった被害者支援については、関係機関の連携充実に努め、性や健康に関する理解の促進を図り、心身の健康の維持増進を支援します。

国籍、年齢、障害などに関わらず、誰もが自立して生き生きと暮らすことを支援するとともに、あらゆる暴力を容認しないことで、それぞれの人権が尊重される社会づくりを推進します。

4 男女が共に参画するまちづくり

政策等の意思決定過程に男女が参画する機会が確保されることは、様々な施策に男女共同参画の視点が入ることにつながります。職場や地域など、あらゆる分野の意思決定過程や、防災・防犯等の新たな取組を必要とする分野において、男女が共に参画することを推進します。

目標
【14項目】

取り組みの方向性
(概要)

1 男女平等について学ぶ機会を増やす

◆行政・企業・関連団体等における啓発の推進
◆職員の理解が深まる研修機会の提供
◆学校教育や社会教育の場での啓発
◆広報紙等機会を捉えた情報発信による啓発

2 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割意識をなくす

◆アンケート調査結果の活用
◆若い世代、男性への意識啓発の推進
◆子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発
◆調査等におけるジェンダー統計等の充実

3 平和の尊さを啓発する事業と国際連携及び協力を推進する

◆国内外の情報の提供、国際理解の充実
◆平和事業や国際連携及び協力の推進
◆外国人住民の支援体制の充実
◆国際理解・異文化理解を深める機会の充実

4 働きやすい環境をつくる

◆生き方や働き方に合ったエンパワーメントの推進
◆働きやすい環境づくりの先進的事例の情報提供
◆ワーク・ライフ・バランスが可能な社会の形成
◆社会状況を鑑みた就労等支援への取組

5 子育て、介護がしやすい環境をつくる

◆子育て、介護を行う人が継続して就労することへの支援
◆子育てや介護に関する相談支援体制の整備の推進

6 男性の家庭生活や地域生活への参画をすすめる

◆男性の家庭生活への参画の推進
◆男性の参画が少ない分野への男女共同参画の推進
◆地域社会における男女共同参画の推進

7 あらゆる暴力をなくす

◆暴力防止に向けた若年層への予防啓発の推進
◆配偶者等への暴力対策の推進
◆人権尊重のための法律や制度の理解の促進

8 茅ヶ崎市女性センターを拠点とした相談事業に取り組む

◆関係課と連携した相談体制の推進
◆相談から見えてくる課題の解決に向けた情報発信

9 女性が自分のからだのことを自分で決める権利を女性の人権として確立する

◆性の自己決定等、人権に配慮した意識啓発の推進

10 生涯にわたる健康を支援する

◆健康診査・健康相談事業の推進
◆健康に配慮しライフステージに応じた支援策の充実

11 人権尊重のために、メディアからの情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を育成する

◆子どもの頃から情報の取捨選択を可能とする意識啓発
◆男女共同参画の視点を持った情報発信への理解と啓発

12 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する

◆高齢者、障害者及び外国人等への相談体制充実と自立支援推進
◆ひとり親家庭への支援の充実
◆自立する力を高める取組の実施

13 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす

◆性別に偏らない意思決定の実現
◆ポジティブ・アクションの推進
◆女性の参画状況の情報提供

14 市民が主体的に男女共同参画を推進する

◆地域における男女共同参画の促進、意識啓発
◆産業、防災等の分野における男女共同参画の推進
◆自主的な取組を行うことができる意識啓発
◆女性センターを拠点とした男女共同参画の促進

P 2 4

P 3 2

P 4 0

P 4 8

コラム ～広報ちがさき（平成 22 年 7 月 15 日号）より～

キーワードは「男女共同参画」

話そう、働こう、育てよう。

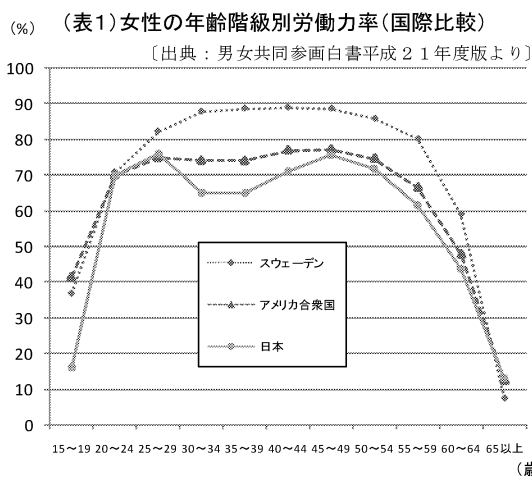
いっしょに。

(22年度男女共同参画週間キャッチフレーズ)

女性の労働力率

女性の年齢階級別労働力

率（表 1）を見ると、日本のグラフは 30 代の労働力率が低く緩やかな M 字を描いています。一方、スウェーデンは台形になっています。どうしてこのような形の違いが起きるのでしょうか。



世界の中の日本

まず日本について考えてみましょう。長寿・教育・所得でその国の生活の質や発展度合いを示す「人間開発指数 (HDI)」女は 182 カ国中 10 番目、政治や経済活動への女性の参画を示すジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は、109 カ国中 57 番目でした (表 2)。

この結果から、日本は諸外国に比べ、女性が政治経済活動・意志決定に参画す

る機会が不十分であることがわかります。

(表 2) 国連開発計画 2009 年版
「人間開発報告書」各国順位から抜粋

HDI	GEM	国名
7	1	スウェーデン
1	2	ノルウェー
12	3	フィンランド
16	4	デンマーク
6	5	オランダ
⋮	⋮	
13	18	アメリカ合衆国
⋮	⋮	
10	57	日本

少子化対策

各国の順位を見てみると、上位を占めているのは北欧の国々です。

北欧の国を男女共同参画の視点で見るひとつの重要な要素として、先進的な少子化対策を挙げることができます。

例えば、曲線が台形のスウェーデンでは、両親の育児休業取得を促す制度を設けた結果、男性の育児休業の取得率が上昇しています。また、政治・経済の分野でも女性を積極的に登用し、男女共同参画の推進を戦略のひとつとして捉え、生産性の向上に努めています。

男女共同参画の実現には

子育て支援策のひとつである育児休業制度は、夫婦がそれぞれ「個性と能力を発揮し、働きたい」という選択を可能にする男女共同参画社会の実現につながっています。将来の日本も、HDI の順位に GEM の順位が少しずつ近づいてほしいですね。

第5章 プランの施策と展開

基本目標 1

男女平等の意識づくり

(1) 本市の現状

平成21年10月に実施した市民アンケート調査で、「家庭生活の中」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「地域活動・社会活動の場」、「法律や制度」、「社会通念、慣習、しきたりなど」、「社会全体」の8分野における男女の平等感をたずねたところ、『男性優遇』という回答が多い分野は、「社会通念、慣習、しきたりなど」(72.7%)、「社会全体」(66.0%)、「政治の場」(63.0%)となりました【グラフ1】。

一方、『平等』という回答は、「学校教育の場」(54.2%)で最も割合が高く【グラフ1】、今後は「学校教育の場」のように、性別に関わりなく、『平等』と感ずることが出来る社会を更に目指していく必要があります。

また、設問の8分野における平等感における性別比較では、『女性優遇』【グラフ1-1】については、女性の回答では1割を超える分野がなく、多くの場面で『男性優遇』【グラフ1-2】と感ずる傾向がみられました。

「今後、あらゆる分野で平等となるための最も必要だと思うこと」をたずねたところ、「女性・男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりをあらためること」について37.8%の人が『必要』であると回答しています【グラフ2】。

また、「『夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について、あなたはどう思いますか。」とたずねたところ、『賛成する意見』は48.6%、『反対する意見』は35.1%という結果となりました【グラフ3】。

男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすおそれのある社会制度や慣行について、必要に応じた意識啓発等の取り組みが必要です。



(2) これまでの取り組みと課題

平成13年度策定のちがさき男女平等参画プラン

基本目標「性別にとらわれない個人の生き方を支援する社会慣行と制度をつくる」

「『男は仕事、女は家庭』という固定的性別役割分担意識をなくすこと」や「女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）をすすめる」ため、茅ヶ崎市女性センターを拠点として数多くの意識啓発の講座を開催し、性別にとらわれない環境をつくることを目指してきました。

男女共同参画社会基本法第4条には、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあるため、その影響を中立なものとするように配慮されなければならない」旨が規定されています。

平成21年度のアンケート結果では、固定的な性別役割分担意識に関して賛成する意見（48.6%）が、平成17年度の結果（43.4%）より5.2ポイント増加しています【**グラフ3**】。また、国が平成21年に実施した同種の調査の結果（41.3%）【**グラフ4**】と比較しても7.3ポイント高い結果となっています。このことは本市における男女共同参画社会の形成にとって、一つの大きな課題といえるかもしれません。

従って、固定的性別役割分担意識をなくすことを目的とした講座等を開催すると共に、施策を立案し実施する関係課に対し、あらゆる施策や計画の策定段階において、男女共同参画の視点を持つことの重要性につき、より積極的に啓発していくことが必要です。

平成13年度策定のちがさき男女平等参画プラン

基本目標「広い視野から国際的・国内的協調をめざす」

年3回発行の情報紙「いまここから」では、国際的な視点を持てるよう、国際比較等の記事を掲載し、情報提供に努めてきました。しかしながら、限られた部数と配布状況のなかで、情報提供の方策に課題が残されています。

国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきた国の男女共同参画施策は、女子差別撤廃条約等の国際規範の推進に努め、男女共同参画社会基本法の成立と共に、各自治体の施策に影響を与えてきました。

しかしながら、本市の施策では、国際的な情報提供等の配慮に留まり、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きを施策に反映させるための視点を十分に持っているとは言えない状況です。

課題解決に必要なこと

基本目標 1 男女平等の意識づくり

目標 1 男女平等について学ぶ機会を増やす

- 地域・家庭・学校など社会のあらゆる分野において、学習の機会の充実を図ることが必要です。
- 男女平等について学び、理解を深めるための効果的な啓発を行うことが必要です。
- 男女共同参画社会の形成を図ることの大切さを、学校教育や社会教育の場で学ぶ機会を設け、その実現に向けた施策を講じる必要があります。

目標 2 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識をなくす

- 男女共同参画社会の形成に向けて実施した施策の効果と、更なる施策の展開のために、固定的性別役割分担意識を継続的に把握することが必要です。
- 男女共同参画に資する統計資料を、社会制度や慣行における不平等感の解決につなげることが必要です。
- 家庭での男女共同参画につなげるため、子どもの頃からの意識啓発が必要です。

目標 3 平和の尊さを啓発する事業と国際連携及び協力を推進する

- 国際的な連携や協力について理解がある社会形成に向け、積極的な情報提供を行うことが必要です。

ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。社会的・文化的に形成された性別は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

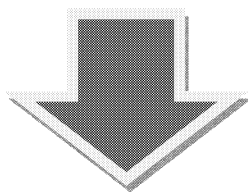
ジェンダー統計 ジェンダー統計とは、男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計である。ジェンダー統計の整備のため、統計調査等について、可能な限り性別データを把握し、公表する必要がある。

取り組みの方向性

- ◆行政・企業・関連団体等との連携・協働のもとに啓発を推進します。
- ◆職員の理解が深まる研修の機会を提供します。
- ◆学校教育や社会教育の場で、男女平等の視点に立った男女共同参画の啓発に努めます。
- ◆ホームページや広報紙等機会を捉えて情報発信を続け、男女平等の視点に立った男女共同参画の啓発に努めます。

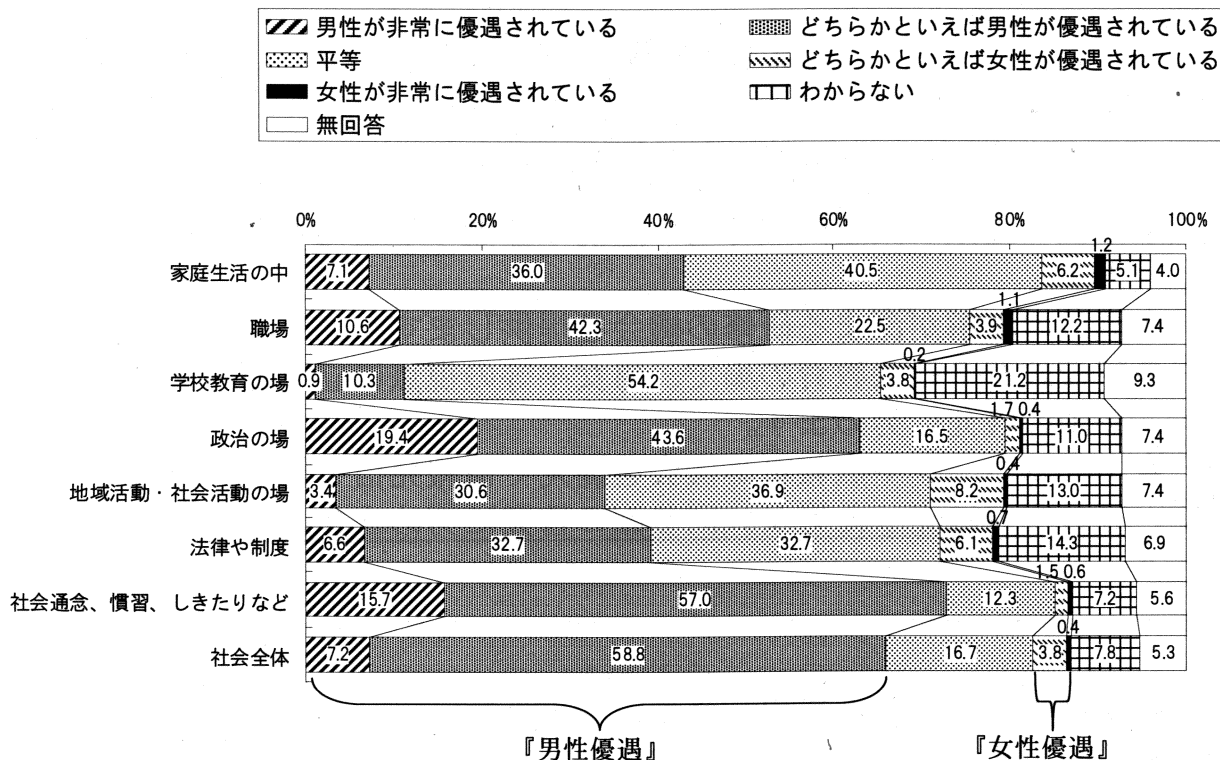
- ◆意識調査の結果を活用します。
- ◆若い世代、男性への意識啓発を推進します。
- ◆子どもの頃からの男女共同参画の意識啓発を推進します。
- ◆調査や統計におけるジェンダー統計等の充実を図ります。

- ◆ホームページや広報紙等で、女子差別撤廃条約等、国内外の動向に関する情報を提供します。
- ◆平和事業や国際連携及び協力を推進します。
- ◆外国人住民の支援体制を充実します。
- ◆国際理解・異文化理解を深める機会を充実します。



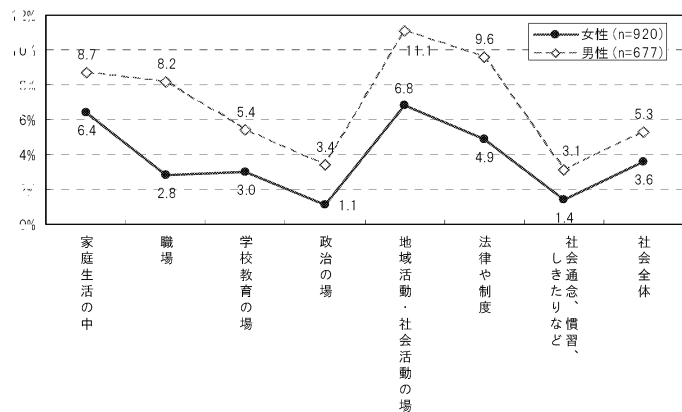
**「男女平等の意識づくり」
を推進します**

【グラフ1：男女の平等感】

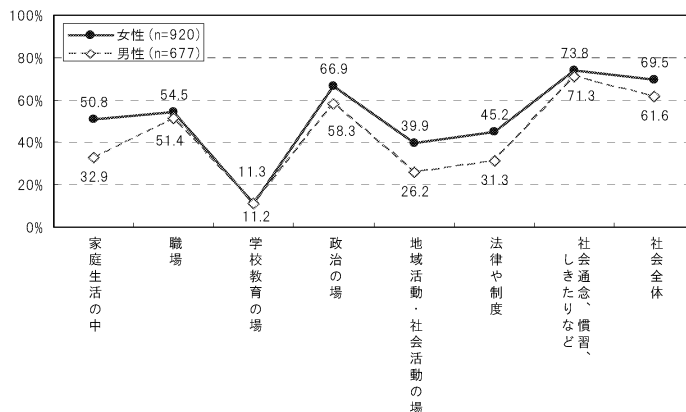


資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

【グラフ1-1：『女性優遇』の性別比較】

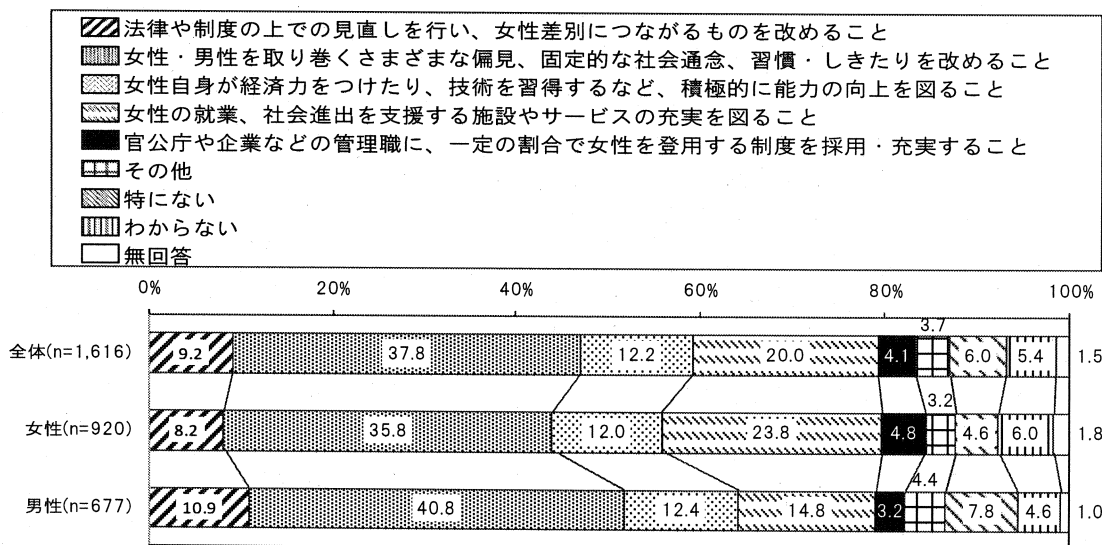


【グラフ1-2：『男性優遇』の性別比較】



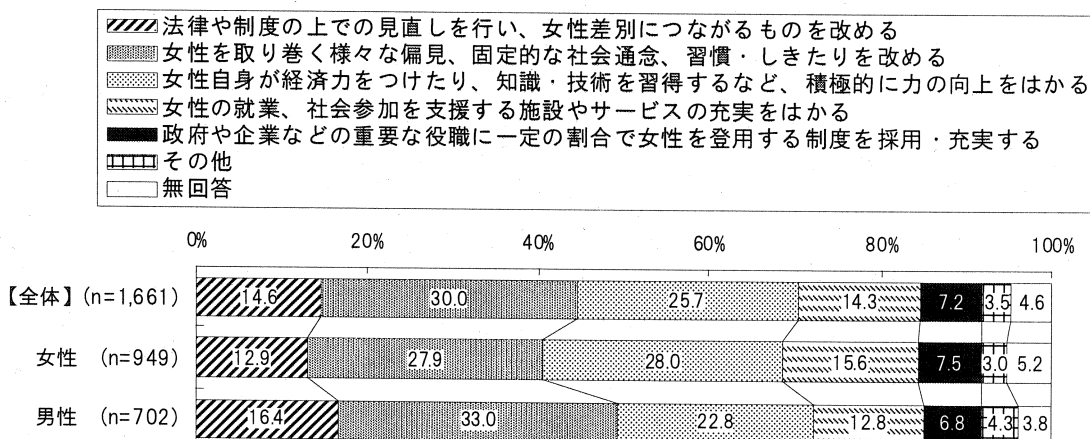
資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

【グラフ2：今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと】



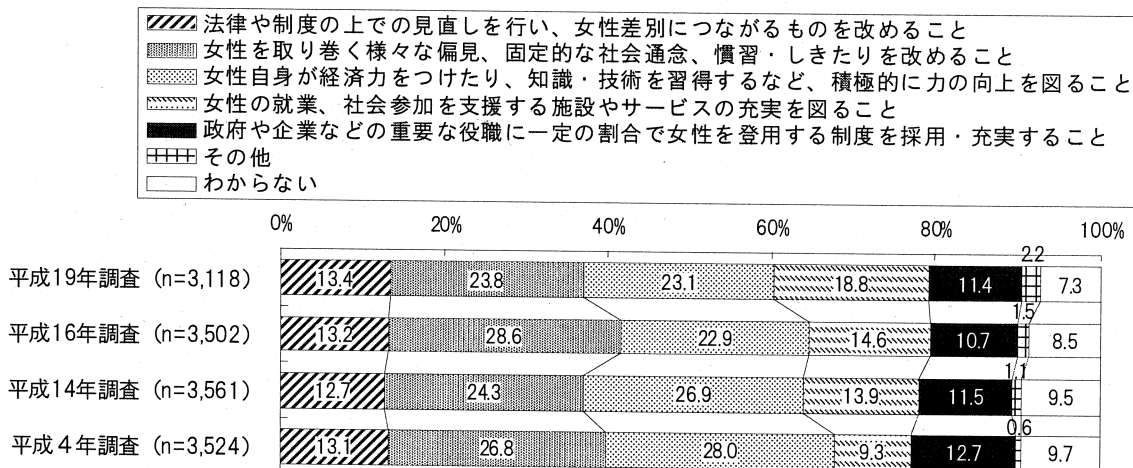
資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

前回調査結果



資料：ちがさき男女平等意識調査報告書（平成17年9月）茅ヶ崎市

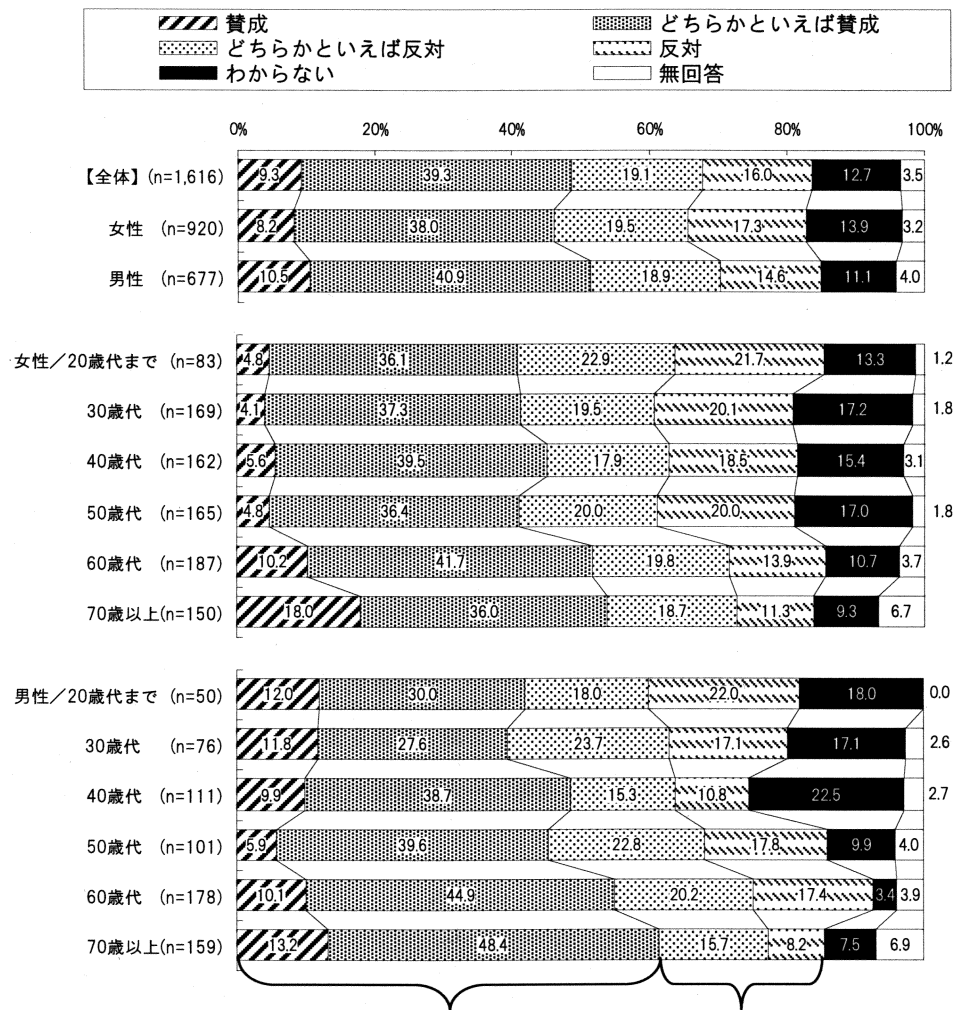
全国調査結果



（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」）

※平成4年調査では、第1項目は「法律や制度の面で見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」であった。

【グラフ3：「夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方】

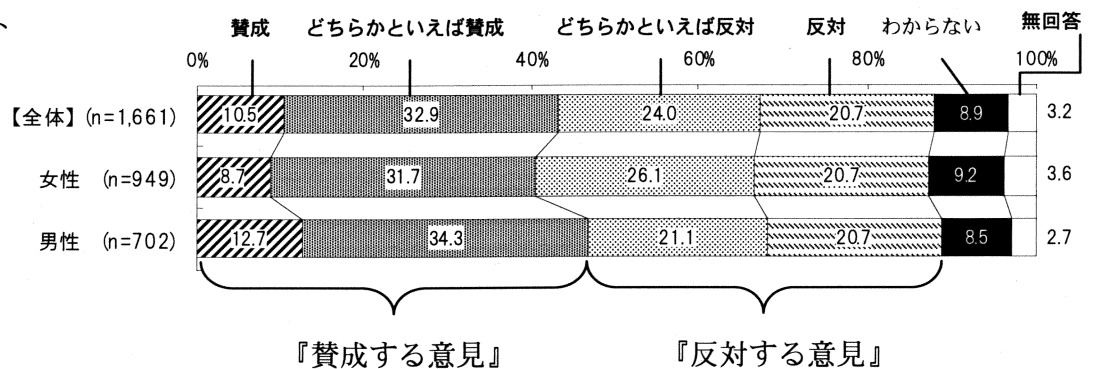


※1 『賛成する意見』

※2 『反対する意見』

資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

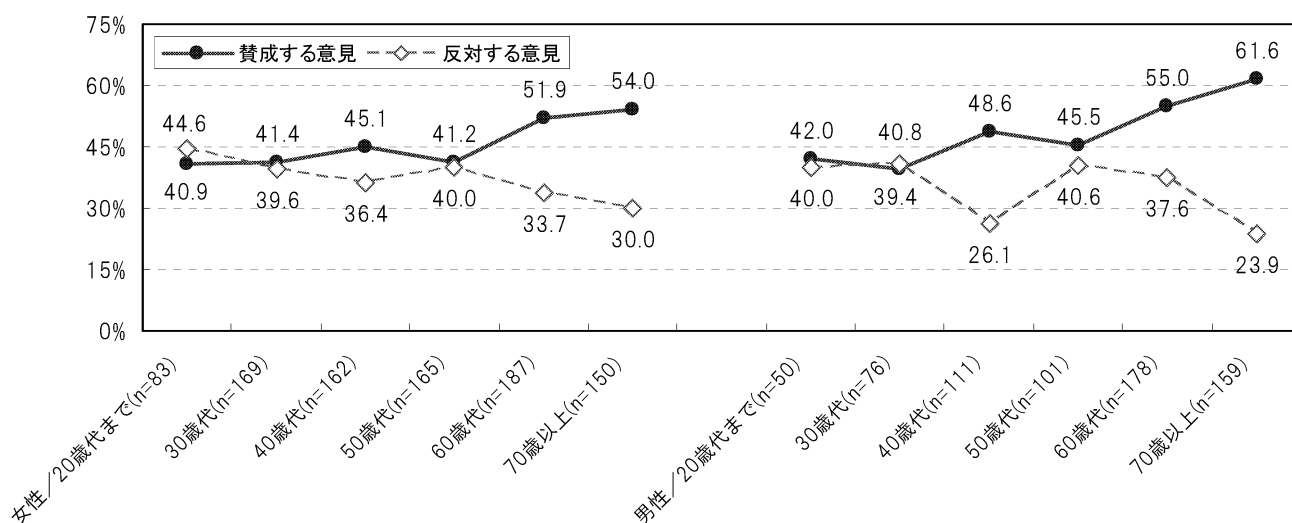
前回（平成17年度）の
アンケート



『賛成する意見』

『反対する意見』

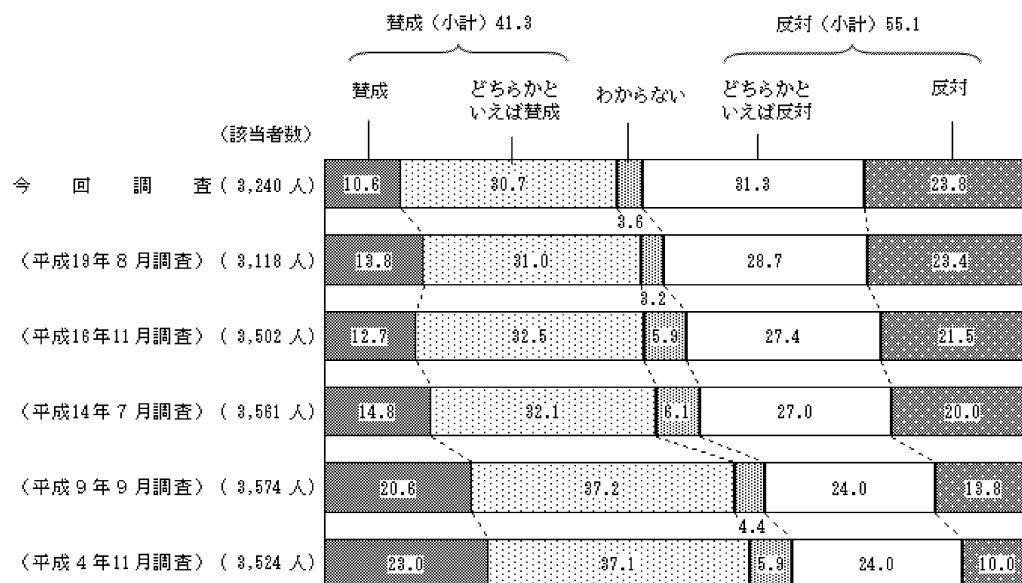
【グラフ3-1 グラフ3※1『賛成する意見』、※2『反対する意見』の性・年齢別比較】



資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

【グラフ4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について】

※資料：内閣府「男女共同参画社会に関する調査」（平成21年10月）



基本目標 2

仕事と生活の両立ができる環境づくり

(1) 本市の現状

平成21年10月に実施した市民アンケート調査で、「あなたは女性が職業をもつことについてどのようにお考えですか」とたずねたところ、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」(37.4%)との回答割合が最も高くなっています【グラフ5】。

次に、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい」(21.1%)、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい」(21.1%)が同じ割合となっています【グラフ5】。

前回調査(平成17年度)「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」(18.2%)の回答割合と比較すると、女性が職業を持ち続けることについて「賛成」の意見が多くなっています。

一方、「女性が働き続けるために必要なこと」については、「保育所や介護施設及びサポート体制の充実」(93.7%)の割合が最も高く、「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」(93.5%)、「結婚、出産、育児、介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実」(90.7%)、「女性自身の自覚と意欲の向上」(90.7%)となっています【グラフ6】。

女性が職業を持ち続けることへの意識が変化する中、アンケート調査では、男女が家事、育児に参加するために、「子育てについての特別休暇制度の創設や休憩をとりやすい就労環境の整備」(34.5%)、「夫婦や家族間での話し合い」(53.9%)を必要としています【グラフ8】。

また、生活での優先度のうち「希望」する内容をたずねたところ、「仕事」と「家庭生活」と「個人生活」が優先(16.4%)との回答割合が最も高く、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けた取り組みの充実を必要としていることがわかります。【グラフ9】。



（２）これまでの取り組みと課題

この10年の間に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が示され、その考え方が社会に少しずつ浸透し、働くことについて考え直す素地が出来始めています。

平成13年度策定のちがさき男女平等参画プラン

基本目標「男女が共に家庭、仕事、地域活動に参画する」

男性の家庭参加を促すため、茅ヶ崎市女性センターを拠点に男性向け料理講座や、父子クッキング講座などを実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する資料等の提供を行ってきました。

しかしながら、男性の働き方の実態としては、長時間労働といった問題が依然として解消されていません。また、『男は仕事、女は家庭』といった固定的性別役割分担意識についてもなかなか変化が見られない一方で、共働き世帯の増加や、これに伴う待機児童対策への対応など、仕事と生活の両立に向けた課題があります。

また、雇用状況について見てみても、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法が改正されるなど、法制面での改善は見られたものの、女性が結婚や出産にかかわらず就業を継続できるような雇用環境の整備や人々の意識改革といったことについては、まだまだ進んでいないのが現状です。

女性の年齢別就業率の状況をみると、女性が結婚・出産・育児を機に仕事を辞め、子育てが終了した時点で再就職する傾向がわかります【グラフ7】。

更に、女性の再就職については、出産等により退職した女性の再就職は難しく、再就職支援講座などを実施してはいるものの、仮に再就職できた場合にも非正規雇用とならざるを得ない場合も多く、男女間の給与等待遇面での均等についてもまだまだ課題が多い現状です。

なお、育児休業等について、本市の職員を見た場合、女性の育児休業取得率は上がっていますが、男性の育児休業あるいは介護休業取得者は少なく、男性の家庭参加に関する率先した取り組みについても課題の多い状況です。

課題解決に必要なこと

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり

目標4 働きやすい環境をつくる

- 男女が性別に関わりなくあらゆる場面で多様な選択を行うことができるように、家族形態の変化やライフスタイルに応じた支援を行うことが必要です。
- 固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方や働き方を可能とする環境が必要です。
- 男女共同参画社会の形成のためには、仕事と生活の両立ができ、女性の能力・活力を生かすことが必要です。
- 国の施策などについて、企業等に対する情報提供を行い、積極的な働きかけをしていくことが必要です。

目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる

- 次世代を担う子どもたちが健やかに、個性と能力を発揮できるよう、安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援を行うことが必要です。
- 介護者の負担軽減を図ると共に、介護者の健康維持増進を図る支援を行うことが必要です。
- 子育て、介護を地域で支え合う環境づくりを行っていくことが必要です。

目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画をすすめる

- 「男女共同参画社会の形成は『男性が家計の担い手』という意識にとらわれることなく生きること」であることを理解することが必要です。
- 長時間労働を前提とする働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することが必要です。

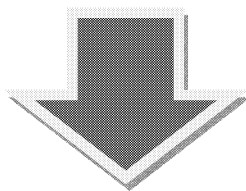


取り組みの方向性

- ◆生き方や働き方に合ったエンパワーメントを推進します。
- ◆国・県と連携して、働きやすい環境づくりの先進的事例の情報提供に努めます。
- ◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な働き方ができる社会形成にむけ、環境整備に努めます。
- ◆社会状況を鑑み、高齢者・ひとり親世帯等への就労等支援策について関係機関と連携して取り組みます。

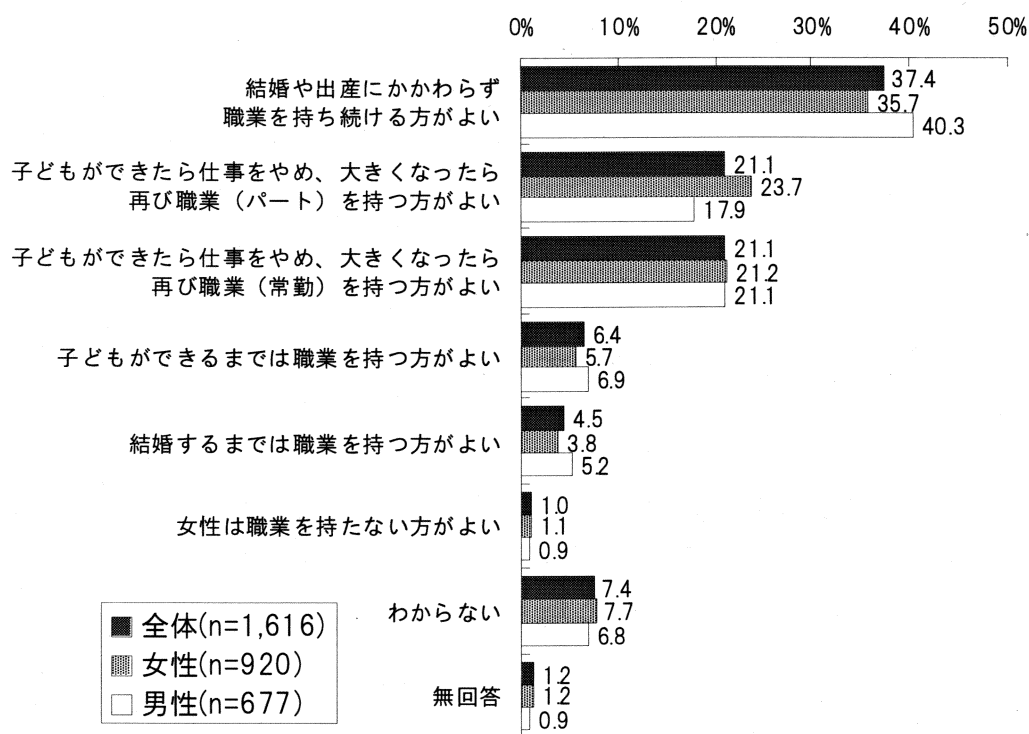
- ◆子育て、介護に関する相談・支援体制の整備を関係機関と連携して進めます。
- ◆子育て、介護を行う人が継続して就労することを支援します。

- ◆男性の家庭生活への参画を推進します。
- ◆男性の参画が少ない分野への男女共同参画を推進します。
- ◆地域社会における男女共同参画の必要性を啓発します。



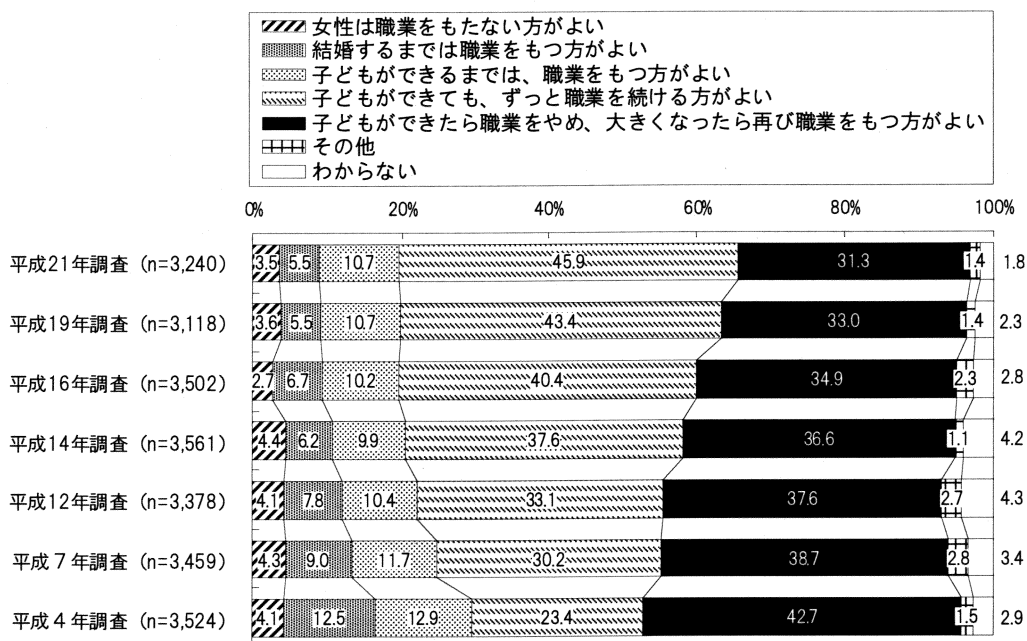
**「仕事と生活の両立ができる環境づくり」
を推進します**

【グラフ5：女性が職業を持つことについて】



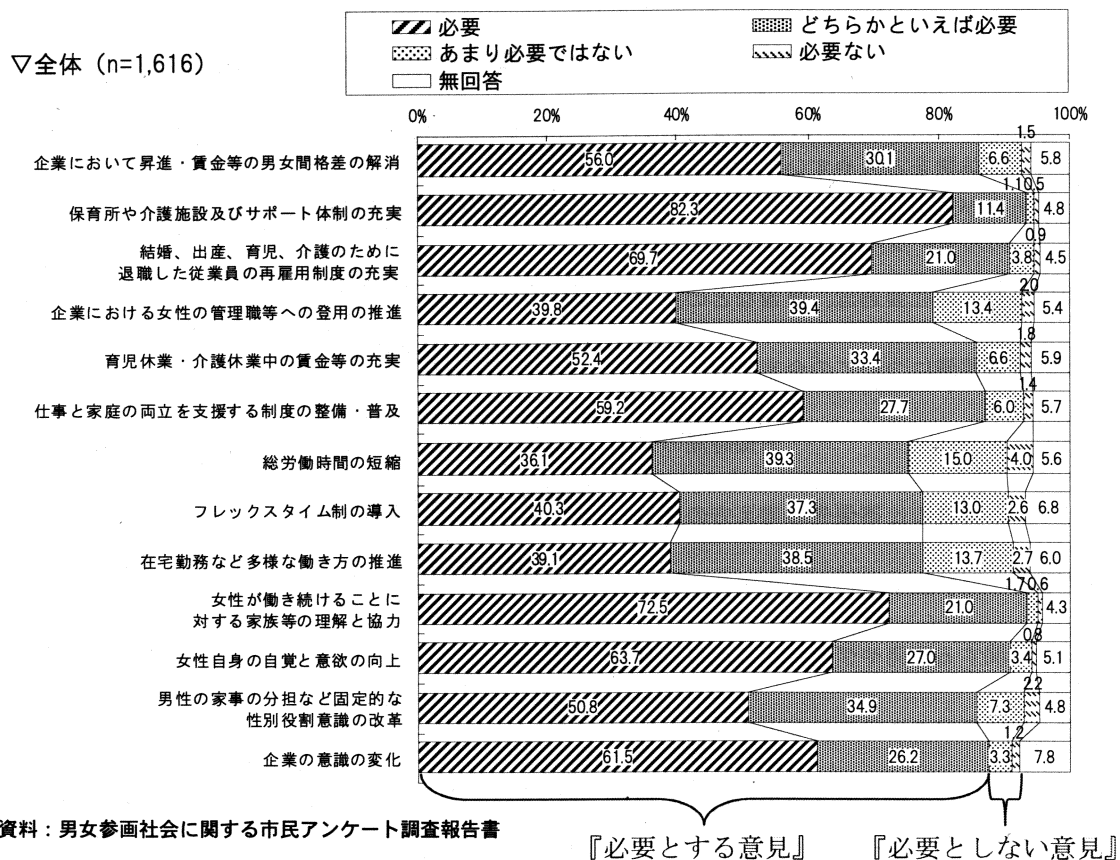
資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

全国調査結果



（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」）

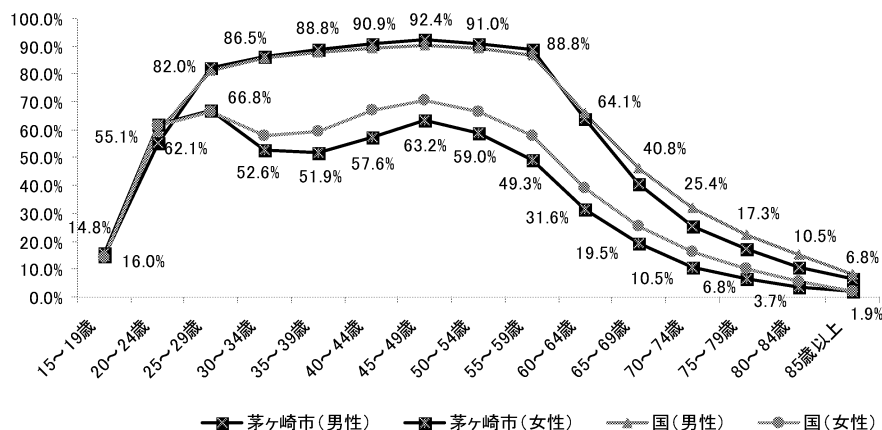
【グラフ6：女性が働き続けるために必要なこと】



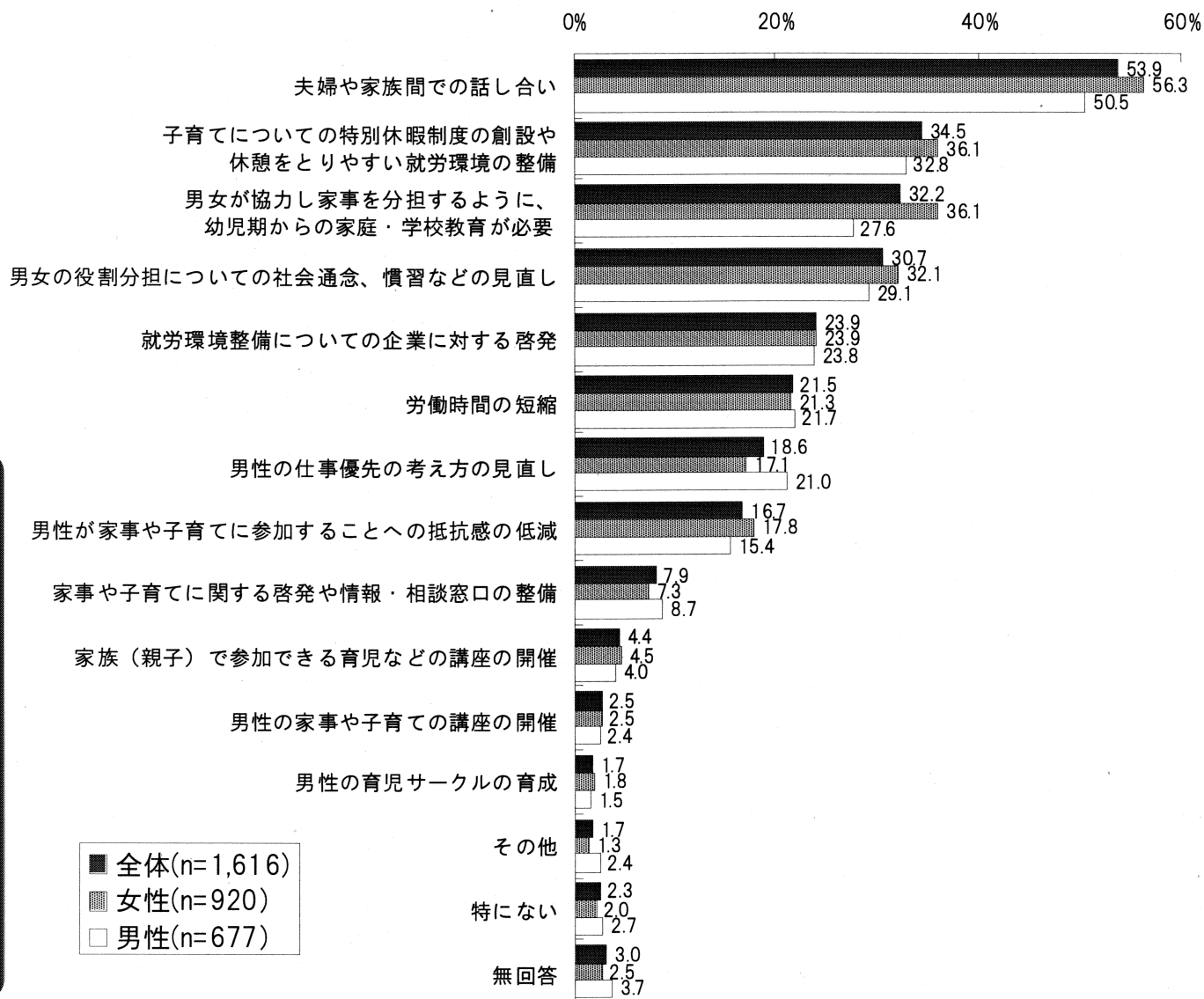
【グラフ7：年齢別就業率の状況】 ※数値は茅ヶ崎市のみ 資料：国勢調査（平成 17 年）

女性の年齢別就業率については、20 歳代後半から 30 歳代後半にかけて低下し、その後再び上昇するというM字形となっており、「谷」の部分は国の数値よりも深くなっています。女性が結婚・出産・育児を機に仕事を辞め、子育てが終了した時点で再就職するというライフスタイルの現れであり、本市では国よりもその傾向が強く示されています。働き続けながら子育てができるよう、企業への働きかけや保育サービスの充実といった対応が必要です。

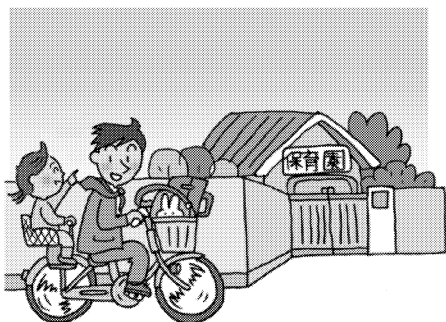
■年齢別就業率の状況



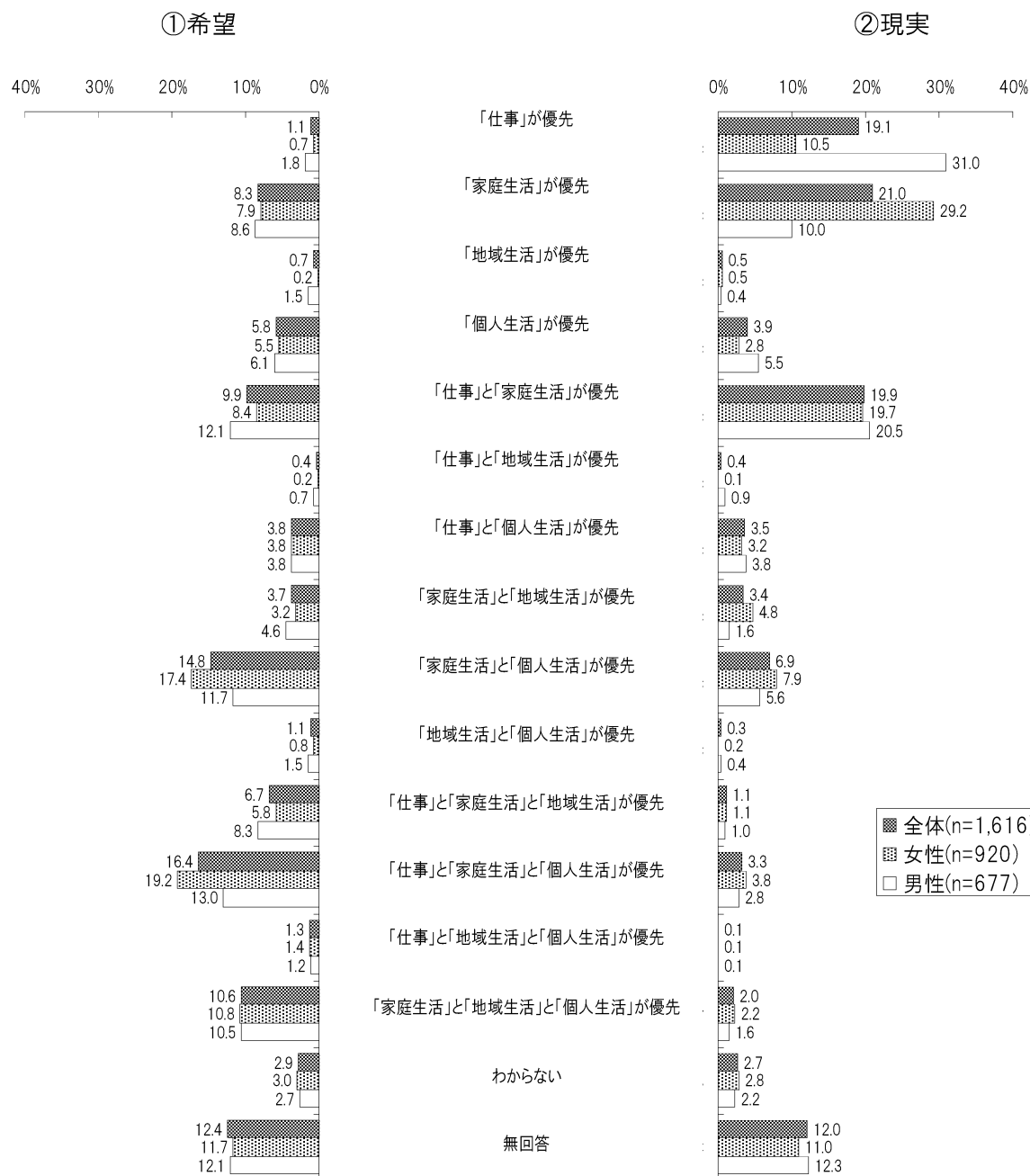
【グラフ8：男女が家事、育児に参加するために必要なこと】



資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市



【グラフ9：生活での「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」、「個人生活」の優先度】



資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

基本目標 3

人権が尊重される社会づくり

(1) 本市の現状

平成21年10月に実施した市民アンケート調査では、配偶者や恋人などから、「『暴力をされたことがある』という回答について見てみると【グラフ10】、女性の場合、「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などと相手をののしる」（11.9%）の割合が最も高くなっています。男性の場合、「何を言っても長期間無視し続ける」（5.8%）の割合が最も高くなっています【グラフ10-1】。

『暴力をしたことがある』という回答について見てみると、男女共に「何を言っても長期間無視し続ける」（女性7.4%、男性7.5%）の割合が最も高くなっています【グラフ10-2】。

相談先については、「どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」（33.1%）の割合が最も高く、相談先でみると、「友人・知人」（25.8%）、「配偶者以外の家族」（11.7%）、「親類」（10.5%）と続いており、行政相談窓口の周知と緊急を要するケースへの対応を強化することも早急な課題です【グラフ11】。

また、人権尊重のひとつとして、生涯自分らしく健康に生きるために、自分のからだや性に関することを自分で決める権利である性の自己決定権（性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ））について、『賛成する意見』は65.4%でした【グラフ13】。ライフステージに応じ、生涯にわたる健康について配慮する支援体制充実や意識啓発を行っていくことが必要です。

配偶者からの暴力 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」

（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされている。

（２）これまでの取り組みと課題

現在の情報化社会では、多様なメディア情報の氾濫による影響が年齢を問わず増し、人権を侵害するような違法・有害な情報も容易に取得できます。

平成 13 年度策定のちがさき男女平等参画プラン

基本目標「男女の人権を尊重する」

男女の人権を尊重することに関して、メディアが与える影響は極めて大きいものがあり、男女共同参画を進める上においてもメディアから発信される様々な情報・表現について、表現の自由に配慮しながら、自らこれを主体的に読み解く力（メディアリテラシー）を養うことが必要であり、そのための啓発講座等を実施してきました。

昨今、児童虐待、高齢者虐待、セクシュアル・ハラスメントといったことが人権問題として社会問題化していますが、とりわけ配偶者からの暴力、なかでも女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取り組みが必要です。国において毎年11月に実施される「女性に対する暴力防止月間」に合わせ、各種啓発事業を行い、これらが重大な課題であるとの認識は深まってきました。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を有するという考え方については、講座等による啓発に努め、女性の生涯にわたる健康を守ることに力を入れてきました。

茅ヶ崎市女性センターを拠点とした相談事業として、「女性のための相談室」を開設しました。そこでは、電話・面談・法律相談等により女性が抱える問題についての解決に取り組んできました。長寿社会となった我が国においては、女性の平均寿命も長く、高齢者人口に占める女性の割合も高いため、今後は高齢者に配慮した総合的な相談窓口も必要となります。更に、「障害を抱えている」、「日本で働き生活する外国人である」、「女性である」といったことに起因して複合的な困難を抱える人に対しては、人権尊重の観点からの配慮も必要です。

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える人々が安心して暮らすことができる環境の整備を進めることが求められています。

メディア・リテラシー メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

課題解決に必要なこと

基本目標 3 人権が尊重される社会づくり

目標 7 あらゆる暴力をなくす

- 暴力防止や被害者支援に資する情報を提供することが必要です。
- あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと継続的な施策を関係課と連携して行うことが必要です。
- 国籍や性別に関わりなく人権を尊重することへの理解を深めることが必要です。

目標 8 茅ヶ崎女性センターを拠点とした相談事業に取り組む

- 夫婦・家族・男女の人間関係や生活上の悩みをもつ女性に対して、相談体制の充実を図ることが必要です。

目標 9 女性が自分のからだのことを自分で決める権利を女性の人権として確立する。

- 女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じた健康の享受ができるよう、支援をするための総合的な対策が必要です。

目標 10 生涯にわたる健康を支援する

- 生涯にわたり心身の健康を得ることができるよう、意識啓発、健康づくりの支援、相談体制の構築が必要です。

目標 11 人権尊重のために、メディアからの情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を育成する

- 人権を侵害するような違法・有害な情報の受信が容易となっている状況を踏まえ、対策を検討する必要があります。

目標 12 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する

- 高齢者、障害者及び外国人など様々な困難を抱える人々に配慮し、きめ細かく対応する視点が必要です。
- 生活上の困難が固定化し、それが次世代へ連鎖する状況に対して、きめ細かな支援体制が必要です。
- 雇用・就業に関する男女の格差の解消が社会全体の発展につながるという問題意識を持つことが必要です。



取り組みの方向性

- ◆暴力防止に向け、若年層へ啓発を実施します。
- ◆配偶者等への暴力、児童虐待、高齢者虐待、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力の根絶に努めます。
- ◆人権尊重のため、法律・制度の理解を促進します。

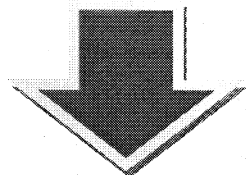
- ◆関係課と連携して相談事業を推進します。
- ◆「女性のための相談室」へ寄せられた相談から見えてくる課題の解決に向け、情報発信や情報提供を行っていきます。

- ◆性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）等、人権に配慮した意識啓発を推進します。

- ◆健康診査・健康相談事業を推進します。
- ◆生涯を通じて健康に配慮し、ライフステージに応じた支援策を充実します。

- ◆子どもの頃から男女共同参画の視点をもって情報の取捨選択ができるように意識啓発に努めます。
- ◆情報を取捨選択して受信すると共に発信する際にも、男女共同参画の視点を持って情報を活用することの理解の啓発に努めます。

- ◆高齢者、障害者及び外国人等への相談体制を充実します。
- ◆高齢者、障害者及び外国人等への自立支援を推進します。
- ◆ひとり親家庭への支援を充実します。
- ◆自立力（雇用、就業の安定等）を高める取組を実施します。



**「人権が尊重される社会づくり」
を推進します**

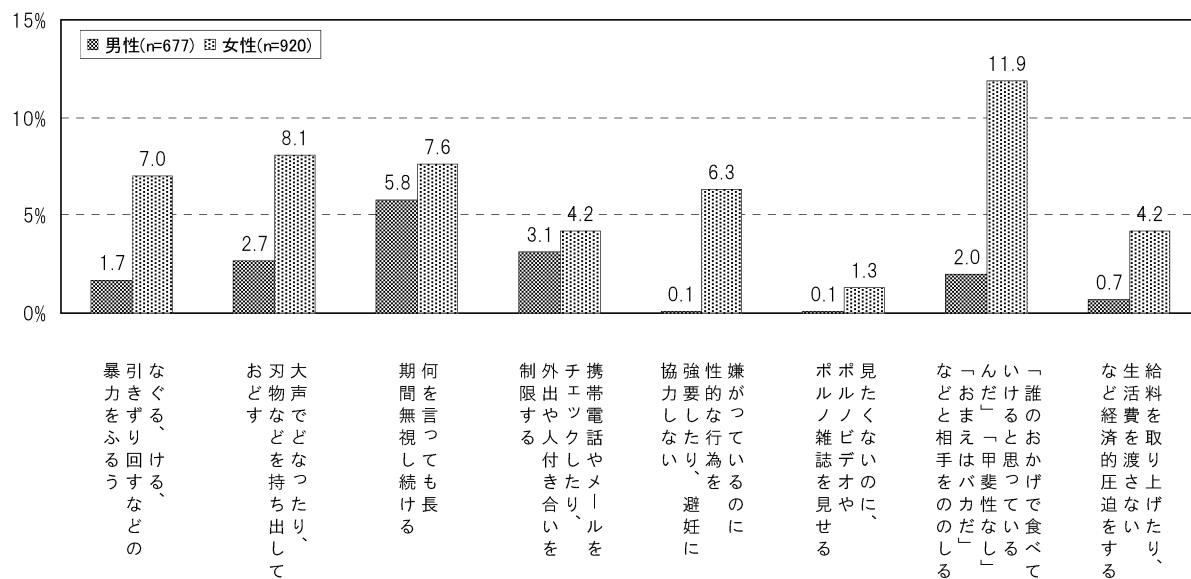
【グラフ10：配偶者や恋人などからの暴力について】

		A	B	A+B		C	D	C+D			
%		何 度 も さ れ た こ と が あ る	さ れ た こ と が あ る	暴 力 を さ れ た こ と が あ る	い さ れ た こ と も 、 し た こ と も な	何 度 も し た こ と が あ る	し た こ と が あ る	暴 力 を し た こ と が あ る	と が あ る さ れ た 人 か ら 相 談 を 受 け た こ と	相 談 を 受 け た こ と は な い が 被 害 を 受 け た 人 を 知 っ て い る	無 回 答
なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるう	女性(n=920)	1.2	5.8	7.0	76.4	0.2	0.9	1.1	4.0	7.3	8.5
	男性(n=677)	0.1	1.6	1.7	80.8	0.3	4.7	5.0	2.2	3.7	8.7
大声でどなったり、刃物などを持ち出しておどす	女性(n=920)	1.4	6.7	8.1	76.7	-	1.5	1.5	2.5	2.8	10.3
	男性(n=677)	0.3	2.4	2.7	80.4	0.7	5.2	5.9	1.6	0.9	10.0
何を言っても長期間無視し続ける	女性(n=920)	1.5	6.1	7.6	72.9	0.7	6.7	7.4	0.9	1.4	10.8
	男性(n=677)	0.3	5.5	5.8	75.9	0.4	7.1	7.5	0.7	0.7	10.2
携帯電話やメールをチェックしたり、外出や人付き合いを制限する	女性(n=920)	0.3	3.9	4.2	78.5	0.5	3.3	3.8	1.4	2.0	11.3
	男性(n=677)	0.4	2.7	3.1	83.9	0.1	1.2	1.3	0.6	0.9	10.8
嫌がっているのに性的な行為を強要したり、避妊に協力しない	女性(n=920)	0.9	5.4	6.3	81.4	-	0.1	0.1	0.9	1.1	11.0
	男性(n=677)	-	0.1	0.1	85.8	0.1	1.6	0.1	0.3	1.2	10.8
見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	女性(n=920)	0.1	1.2	1.3	86.6	-	0.1	0.1	0.2	0.7	11.5
	男性(n=677)	-	0.1	0.1	87.0	-	1.3	0.1	0.1	0.3	11.1
「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などと相手ののしる	女性(n=920)	2.3	9.6	11.9	73.7	-	2.5	2.5	1.3	2.3	10.7
	男性(n=677)	0.7	1.3	2.0	80.5	0.3	6.9	7.2	0.7	0.9	9.6
給料を取り上げたり、生活費を渡さないなど経済的圧迫をする	女性(n=920)	0.4	3.8	4.2	82.8	-	0.2	0.2	1.1	2.0	10.9
	男性(n=677)	-	0.7	0.7	87.1	0.1	0.4	0.7	0.3	0.9	10.9

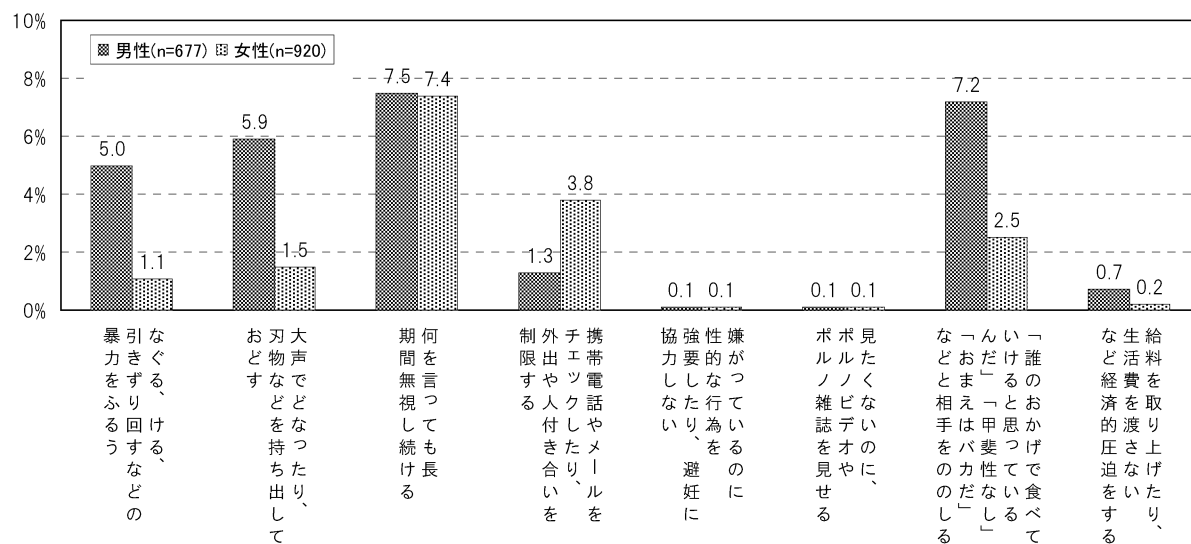
資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市



【グラフ 10-1 : 『暴力をされたことがある』の性別比較】



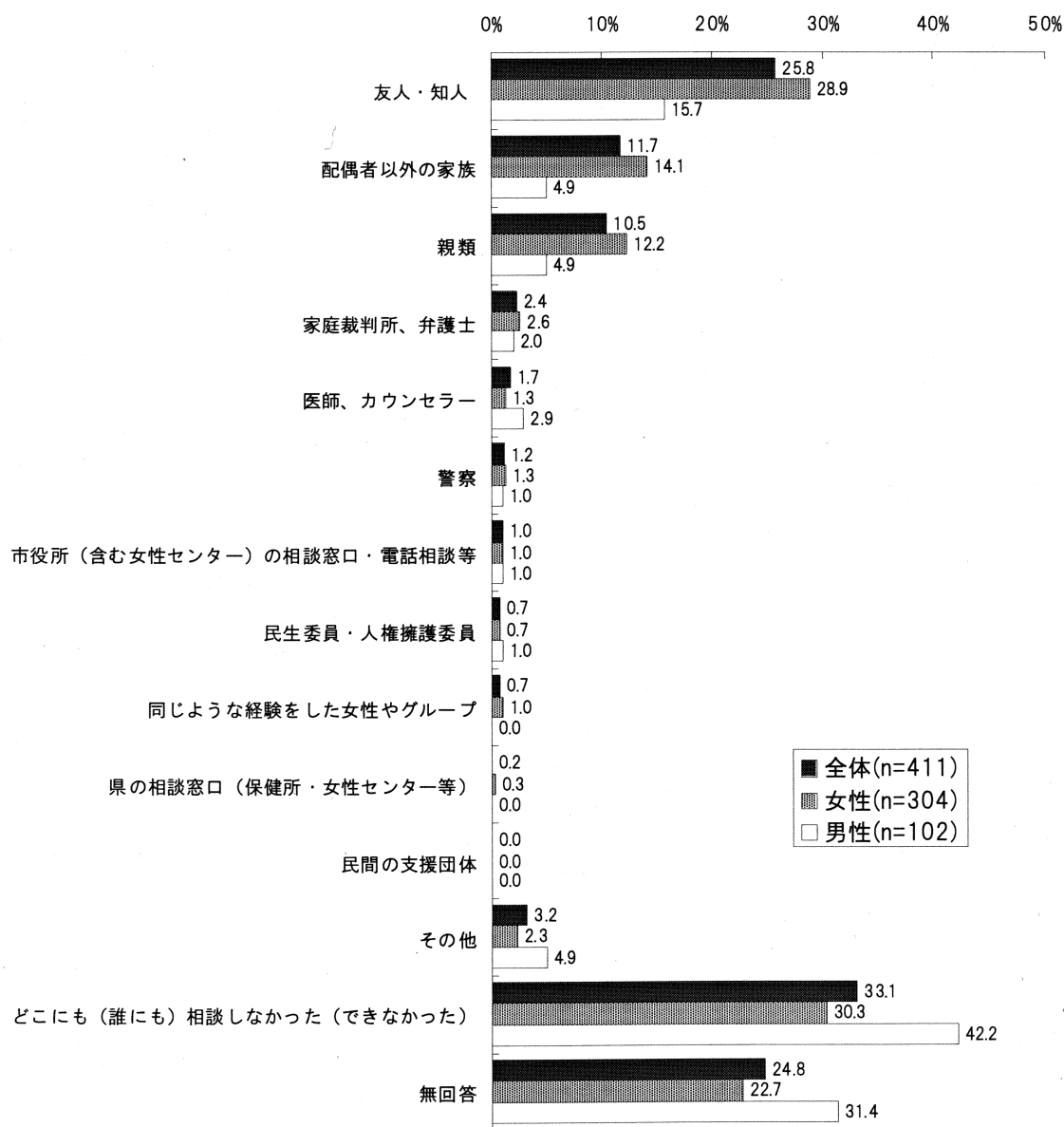
【グラフ 10-2 : 『暴力をしたことがある』の性別比較】



資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成 21 年 10 月）茅ヶ崎市

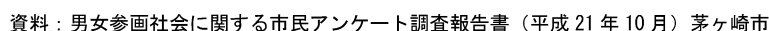
【グラフ11：DVの相談先】

DVの相談先は、「どこにも相談しなかった」(女性 30.3%、男性 42.2%)の割合が最も高く、相談先でみると、男女共に「友人・知人」(女性 28.9%、男性 15.7%)の割合が最も高くなっています。

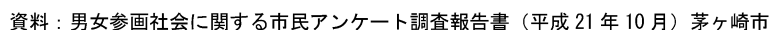


資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

DVを相談しなかった(できなかった)理由は、男女共に「相談するほどではないと思った」(女性 44.6%、男性 51.2%)の割合が最も高くなっています。



性の自己決定権については、「当然だと思う」(42.5%)と「どちらかといえば賛成である」(22.9%)を合算した『賛成する意見』は 65.4%となっています。



基本目標 4

男女が共に参画するまちづくり

(1) 本市の現状

平成21年10月に実施した市民アンケート調査において、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進していくために、防災面に関して必要なことをたずねたところ、「女性や乳幼児に配慮した避難所機能の確保」において『必要とする意見』という回答は89.3%でした。また、「防災研修会への女性の積極的な参加に努める」も81.3%で、今後は防災面等女性の参加が必要と思われる新たな分野においても男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発が必要となってきています【グラフ14】。

平成20年度の審議会等における女性委員の割合(27.1%)、市職員における女性管理職の割合(16.2%)を見ると女性の政策方針決定過程への参画は少しずつ伸びていますが、よりいっそう男女が共に能力を発揮できる社会の実現にむけ、性差に偏らない審議会等の実現が望まれます。

また、アンケート結果では市の取り組みについて、『力をいれるべきとする意見』では、「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」(85.5%)の割合が最も高く、「検診体制や健康相談など健康に関わる事業の充実」(79.4%)、「DVやセクハラに関する相談窓口や被害者のための支援の充実」(79.2%)と続いており、男女共同参画の視点に立った支援の充実が求められています。【53ページ表】。

これらのアンケート結果から、男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発はもとより、その実現に向けた環境づくりを推進し、あらゆる分野の意思決定の場に、男女が共に参画できる社会の実現に向けた市の取り組みは、互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくり、「ひとが輝きまちが輝く茅ヶ崎」の実現へつながるものであるといえます。



（２）これまでの取り組みと課題

平成13年度策定のちがさき男女平等参画プラン

基本目標「あらゆる分野の意思決定の場に女性の参加を増やす」

男女が共に政策などの意思決定の場へ参画していることを測る指標のひとつである、本市の審議会等における女性委員の割合は、任期満了に伴う改選による増加がみられたものの、その割合は25.7%となっており、3割に届いていないのが現状です。審議会等の運営にあたっては、男女共同参画の視点から女性委員の登用について努めていますが、性差に偏らない審議会等の実現に向けた取り組みとしては課題の多い状況にあります。

また、市職員の管理職における女性の割合も未だ低い状況にあります。中堅の女性職員を対象としたマネジメント研修等を実施していますが、なかなかその割合が上がってこないのが現状です。市職員の男女比を年代別に見ると、50歳以上の構成比は女性の割合が少なく、市職員の管理職における女性の割合が低い状況に影響していることがわかります。一方、20歳代の構成比は、男女の割合がほぼ均衡しており、将来は市職員の管理職に占める女性の割合に影響するものと思われます【グラフ15】。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についてのアンケート調査では、生活での「希望」優先度を聞いたところ、女性では「「仕事」と「家庭生活」と「個人生活」が優先」（19.2%）の割合が最も高くなっています【グラフ9】。また、男性の回答からも、仕事や家庭だけを優先した生き方を望まない傾向が伺えます。

今後は、性別に偏らず、男女が共に政策・方針決定の場に参画する社会を実現するためにも、仕事と生活の両立ができる環境づくりを推進する必要があります。

「ちがさき男女共同参画推進プラン」推進のための市民の主体を育てることを目標として取り組んできましたが、地域においても女性のリーダーが育成されていない現状があります。

課題解決に必要なこと

基本目標 4 男女が共に参画するまちづくり

目標 1 3 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす

- 高齢化や単身世帯の増加等、身近な地域で抱える課題解決のためには、男女の別なく、多様な視点や発想、また幅広い及び人材を活用することが必要です。

目標 1 4 市民が主体的に男女共同参画を推進する

- 男女共同参画社会の形成に向け、固定的性別役割分担意識をなくし、地域における人材育成やネットワークを構築することが必要です。
- 地域における男女共同参画の推進のためには、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携及び協働が実現するような社会の形成が必要です。

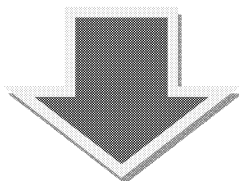


地域 地域（コミュニティ）とは、住民の身近な生活圏とし、そこにおける住民の活動を主たる対象とする。活動に応じて、町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定されるが、都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念としている。

取り組みの方向性

- ◆性別に偏らない、政策、意思決定の場を実現します。
- ◆様々な分野におけるポジティブ・アクションを推進します。
- ◆様々な分野における女性の参画状況について情報を提供します。

- ◆自治会、学校区等、身近な生活圏である地域において、協働による男女共同参画を推進します。
- ◆地域産業、防災・防犯等の分野において、性別に偏らない人材を生かした男女共同参画を推進します。
- ◆男女共同参画社会の形成に向け、自主的な取組を行うことができるような意識の啓発を努めます。
- ◆女性センターを拠点とした、男女共同参画の推進に向けた活動を支援します。

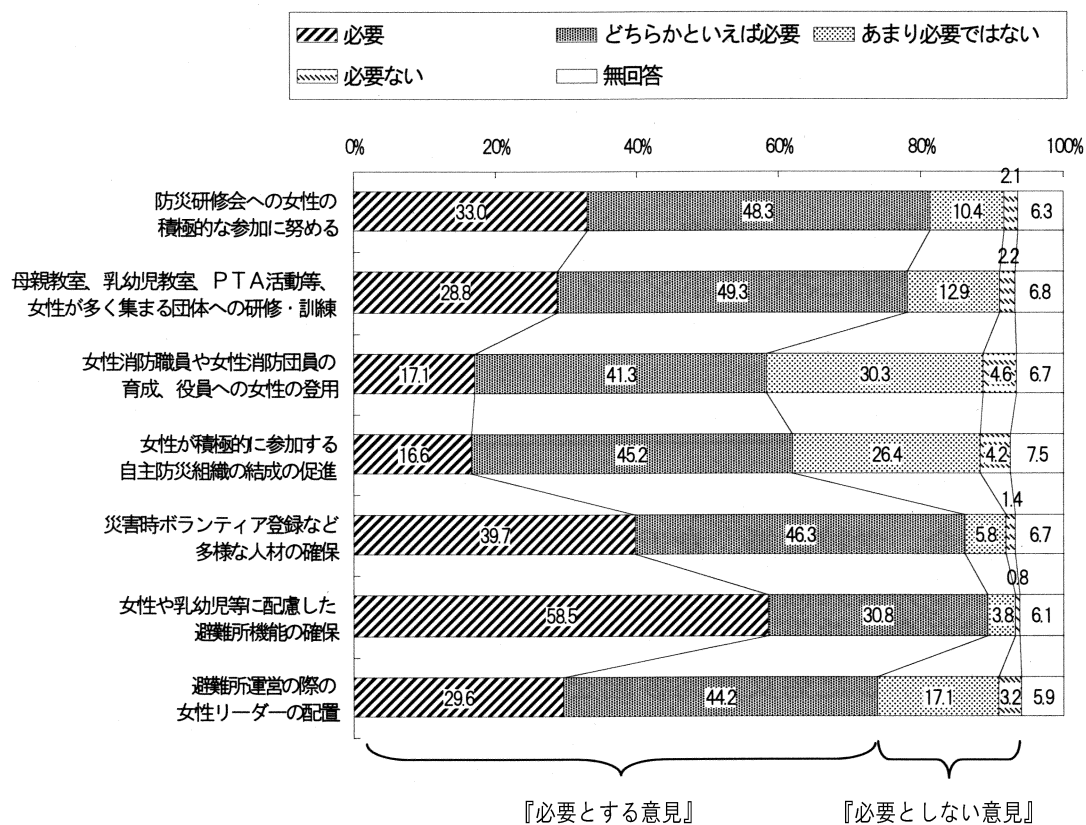


**「男女が共に参画するまちづくり」
を推進します**

ポジティブ・アクション（積極的改善措置） 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

【グラフ14：防災について】

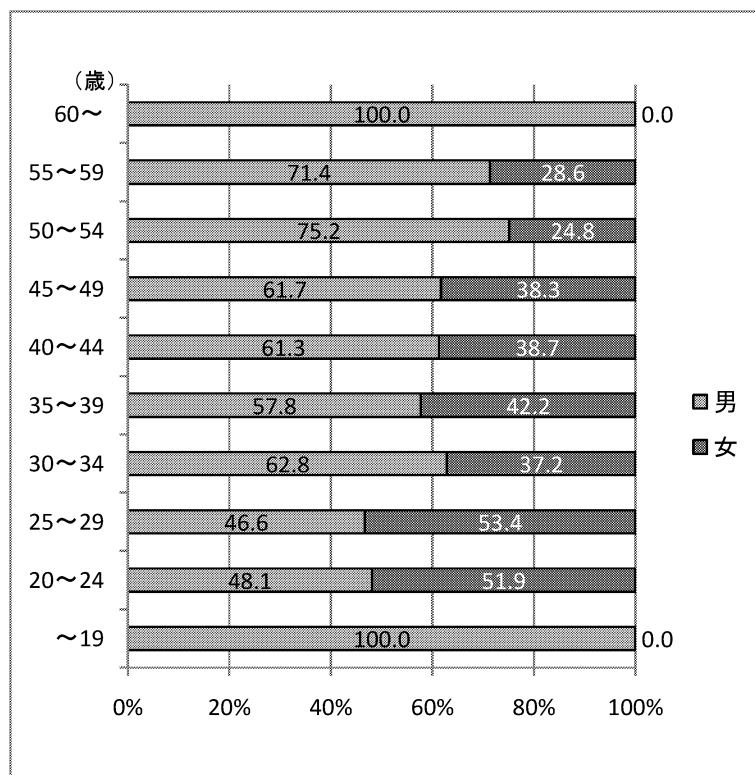
▽全体 (n=1,616)



資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市



【グラフ15：茅ヶ崎市職員の男女別年齢構成】



歳	男	女	合計
～19	4	0	4
20～24	50	54	104
25～29	125	143	268
30～34	181	107	288
35～39	134	98	232
40～44	133	84	217
45～49	137	85	222
50～54	212	70	282
55～59	177	71	248
60～	1	0	1
	1154	712	1866

資料：職員課データ（平成21年度）

【表：今後茅ヶ崎市が力を入れていくべきこと】

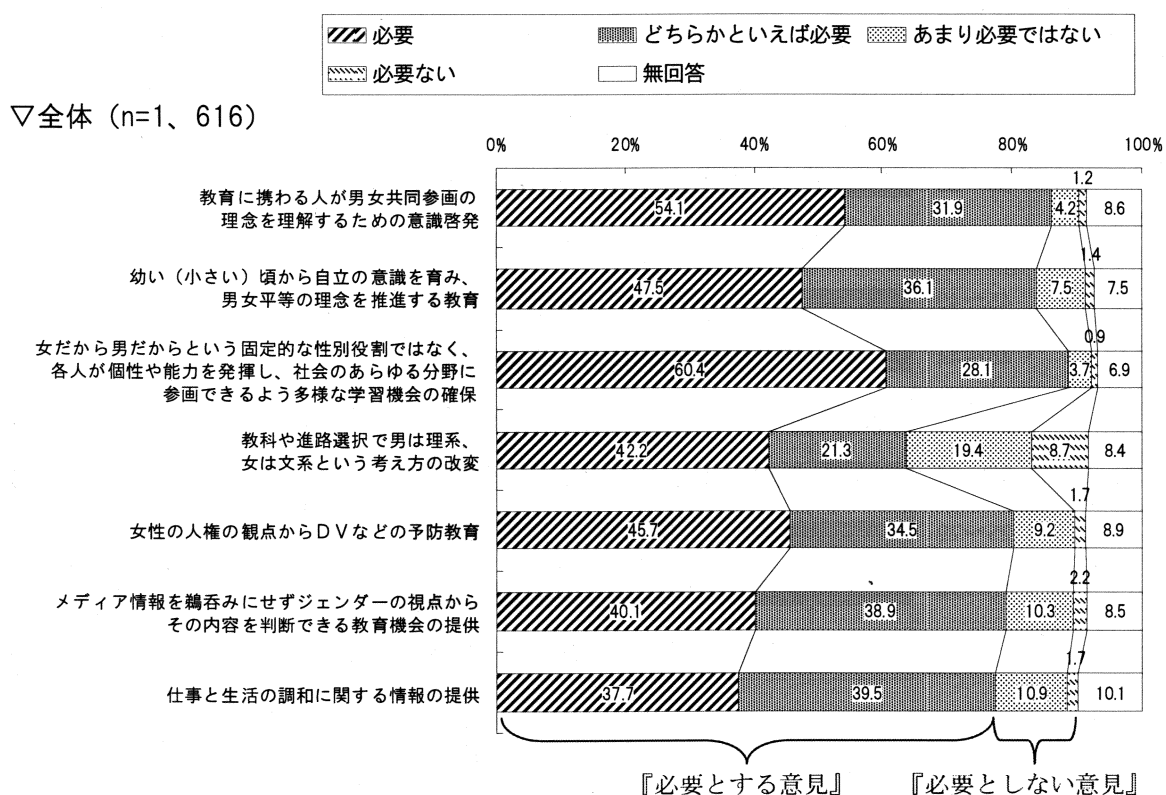
▽全体（n=1,616）

%	き ぜ ひ 力 を 入 れ る べ き	力 を 入 れ る べ き	ど ち ら で も よ い	く あ ま り 力 を 入 れ な い	よ い 力 を 入 れ な く て も	無 回 答
男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実	16.8	37.3	31.1	4.5	2.7	7.5
女性への意識啓発や相談体制の充実	13.4	41.3	32.3	3.3	2.0	7.7
男性への意識啓発や相談体制の充実	14.8	36.6	34.8	3.6	2.0	8.2
学校における男女平等教育の推進	23.3	42.5	21.7	3.7	1.9	6.9
社会教育・生涯学習の場での学習の充実	22.6	44.1	22.1	2.3	1.4	7.5
審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的登用	17.8	40.7	29.3	2.5	1.9	7.8
リーダー養成など女性の人材育成の推進	16.1	40.2	31.6	3.1	1.9	7.2
女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実	29.1	44.9	16.4	2.0	1.2	6.5
職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底	22.0	41.7	24.6	2.7	1.7	7.3
仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実	53.2	32.3	6.9	0.9	0.8	5.8
国際社会の男女共同参画に向けた取り組みの情報提供や国際交流の推進	14.9	34.5	38.1	3.2	2.1	7.4
DVやセクハラに関する相談窓口や被害者のための支援の充実	35.3	43.9	13.1	1.0	0.5	6.3
DVやセクハラに対する人権侵害を根絶するための啓発	32.8	43.5	14.7	1.2	0.9	6.8
検診体制や健康相談など健康に関わる事業の充実	37.2	42.2	12.7	0.6	0.3	7.1
女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができるセンター機能の充実	19.2	40.9	28.8	2.7	1.9	6.6
市役所内の男女共同参画の推進	18.3	36.3	33.5	2.3	2.2	7.4
ひとり親家庭の自立支援	35.8	41.8	13.4	1.4	1.2	6.4
男女差別をなくすために批准、策定された法律等情報の周知	24.9	42.9	21.5	1.5	1.7	7.4

資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

『力を入れるべきと
する意見』『力を入れるべき
としない意見』

【参考：学校や社会教育の場において必要な取り組み】



資料：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書（平成21年10月）茅ヶ崎市

平成21年10月に実施した市民アンケート調査では、男女共同参画社会を推進のために、学校や社会教育の場において、取組が必要だと思うことをたずねたところ、『必要とする意見』は、「女だから男だからという固定的な性別役割ではなく、各人が個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう多様な学習機会の確保」(88.5%)の割合が最も高い結果となっています。

各項目について、『必要とする意見』が50%を超え、学校や社会教育の場において、固定的性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会の形成に向けた取組を続けていくことを必要であるとする結果となっています。

第 6 章

プランの評価指標

プランの評価指標

「ちがさき男女共同参画推進プラン」では、男女共同参画社会基本法の理念に則り、その社会の形成に向けた施策を実行し、その進ちょく管理を行うことで、本市における男女共同参画社会の実現の状況を検証します。

「ちがさき男女共同参画推進プラン」の評価指標は、市民のニーズを把握し、行政が実施した施策がどのような効果（成果）をもたらしたかを調べる尺度（ものさし）とするもので、それを数値目標として示したものです。

この評価指標は、計画期間である5年間の経年推移の観察が可能なアンケートによる意識調査を主として設定しました。

1. 男女共同参画の進ちょく状況に関する指標

前プランとの関連	手段	指標名	説明	実績値	目標値 (平成27年度)	担当課
継続	アンケート	男女共同参画社会基本法を知っている人の割合	男女共同参画についての市民の意識の浸透度を測る目安として、男女共同参画社会基本法を知っている人の割合を指標として設定。 ※参考:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)「男女共同参画社会」という用語を聞いたことのある人の割合64.6%	33.7% (17年9月)	60.0%	男女共同参画課
継続	アンケート	ちがさき男女共同参画推進プランを知っている人の割合	男女共同参画についての市民の意識の浸透度を測る目安として、ちがさき男女共同参画推進プランを知っている人の割合を指標として設定。	12.2% (17年9月) (前プランを知っている人の割合)	50.0%	男女共同参画課
新規	アンケート	茅ヶ崎市女性センターを拠点とした男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合	茅ヶ崎市女性センターを拠点とした講座等男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合を指標として設定。	なし	60.0%	男女共同参画課

2. 基本目標に対する指標

基本目標	前プランとの関連	調査方法	指標名	説明	実績値	目標値 (平成27年度)	担当課
男女平等の意識づくり	継続	アンケート	男女の地位における平等感(社会通念・習慣・しきたりにおける平等と 思う人の割合)	男女共同参画の実現に向け、男女平等の意識の浸透の目安として、社会通念・習慣・しきたりにおいて男女の地位が平等であると思う人の割合を指標として設定。 ※参考:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)同左20.6%	12.3% (21年10月)	20.0%	男女共同参画課
	継続	アンケート	固定的性別役割分担意識について反対と 思う人の割合	多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の意識の浸透の目安として、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について反対と 思う人の割合を指標として設定。 ※参考:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)同左55.1%	35.1% (21年10月)	55.0%	男女共同参画課
仕事と生活の両立ができる環境づくり	継続	アンケート	女性が職業を持つことについて「子どもが できても、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合	多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の意識の浸透の目安として、子どもが できても、ずっと職業を続ける方がよいと考える人の割合を指標として設定。 ※参考:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)同左45.9%	37.4% (21年10月)	50.0%	男女共同参画課
	新規	実績	ワーク・ライフ・バランスの推進 ※茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画(後期計画22年度～26年度)と連携	人生の各段階に応じて、多様な生き方、働き方が選択できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた啓発講座等実施事業数を指標として設定。	3事業 (21年度)	4事業	男女共同参画課
	新規	実績	待機児童解消のための保育園の整備拡充(通常保育事業) ※茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画(後期計画22年度～26年度)と連携	待機児童解消のため、また保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育園の入園児童数を指標として設定。	2,101人 (21年6月)	2,500人 (26年度)	保育課

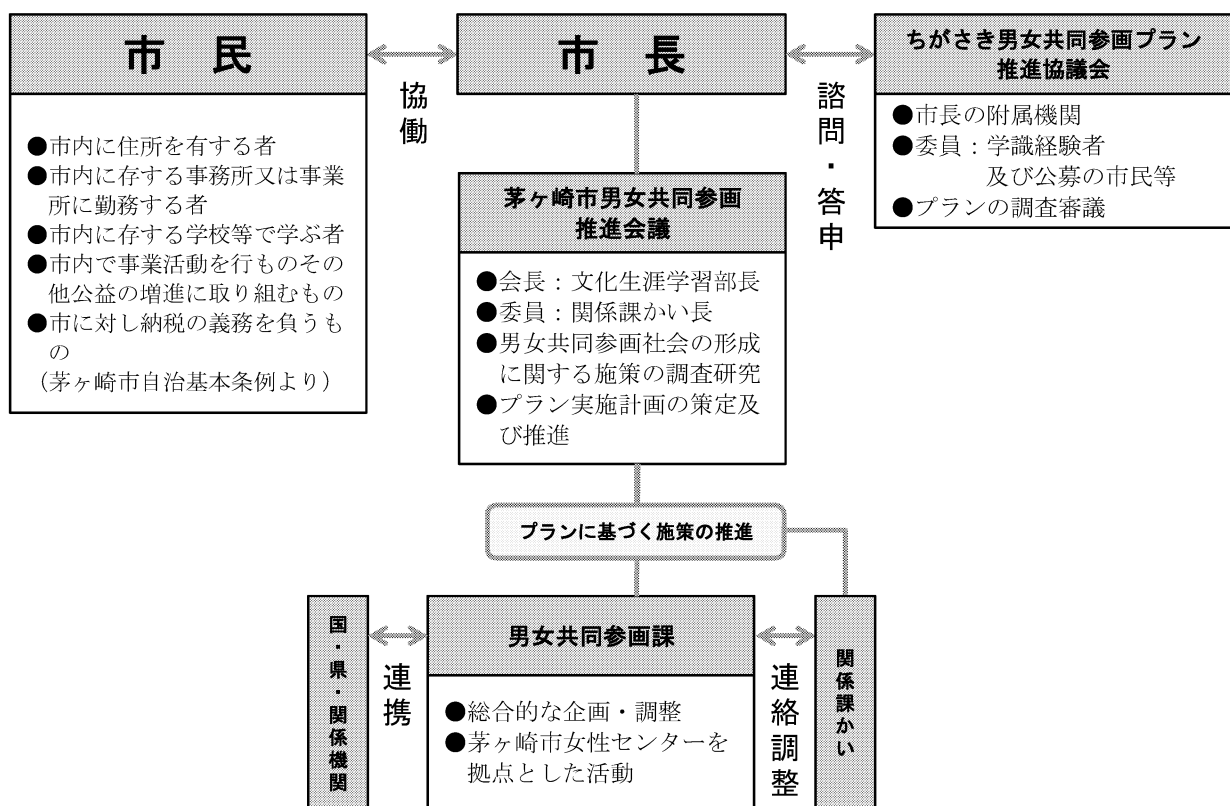
基本目標	前プランとの関連	調査方法	指標名	説明	実績値	目標値 (平成27年度)	担当課
人権が尊重される社会づくり	新規	実績	家庭児童相談事業 ※茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画(後期計画22年度～26年度)より抜粋	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉向上のため、児童相談所、保健福祉事務所、学校、警察署及び関係機関との連携を緊密にしながら実施している家庭児童相談室における相談解決率を指標として設定。	50.0% (21年9月)	60.0% (26年度)	子ども育成相談課
	継続	アンケート	女性のための相談室を知っている人の割合	問題解決の一助として、困ったときに安心して相談できる女性のための相談室の存在を知っている人の割合を指標として設定。	13.5% (17年9月)	40.0%	男女共同参画課
	継続	アンケート	女性がリプロダクティブ・ヘルス/ライツを有するという考え方に賛成する人の割合	女性が、妊娠・出産等、自分のからだのことを自分で決める権利である性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を有するという意識の浸透を図る目安として、その考え方に賛成する人の割合を指標として設定。	65.4% (21年10月)	75.0%	男女共同参画課
	新規	アンケート	メディア・リテラシーを知っている人の割合	「女性や子どもの人権を侵害するような表現に問題意識を持って情報を取捨選択し、読み解き、活用することが大切である」という考え方の浸透を図るため、メディアリテラシーを知っている人の割合を指標として設定。	なし	増加	男女共同参画課
男女が共に参画するまちづくり	継続	実績	市の審議会等における女性委員の割合	性別に偏らない政策、意思決定の場の実現のため、市の審議会等における女性委員の割合を指標として設定。	25.7% (22年3月)	40.0% ※達成した時点で新たな目標値を設定する。	男女共同参画課
	新規	実績	託児サポーター事業の活用	子育て中の方が、啓発講座や審議会等への参加が可能な体制を整えることを目的とし託児サポーターを活用した事業数を指標として設定。	6事業 (22年6月現在)	30事業	男女共同参画課

第7章 プランの推進体制

1 推進体制の充実

この「ちがさき男女共同参画推進プラン」に示した取り組みを全庁的に進めるために、男女共同参画課と茅ヶ崎市男女共同参画推進会議の活動を充実します。

また、本市は、学識経験者及び公募の市民等から構成される、ちがさき男女共同参画プラン推進協議会、茅ヶ崎市女性センター登録団体及び市内事業者等との情報交換の場を通して、関係機関と連携体制を構築してプランを推進します。

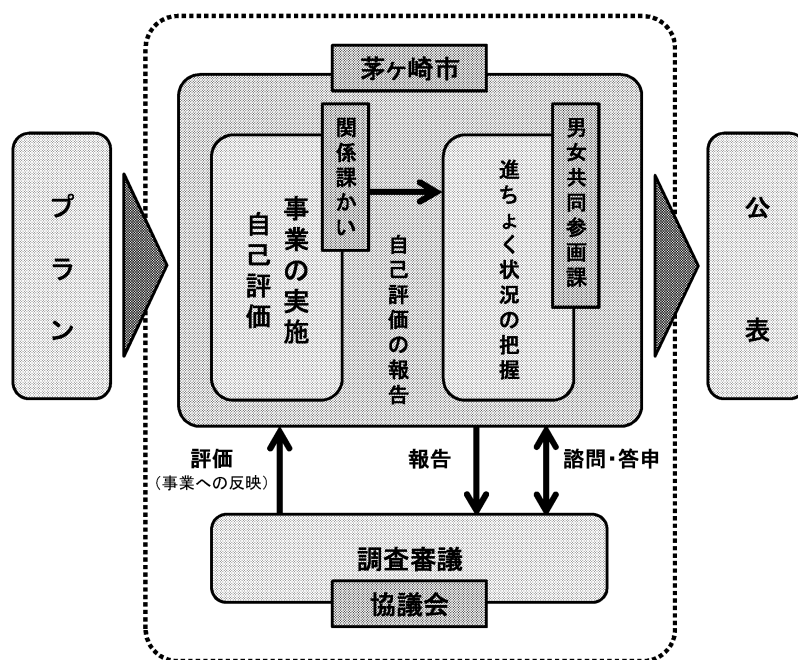


協力 市民及び市が、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力することをいう。

2 プランの推進

本市の男女共同参画に関する取り組み及び事業を具体的かつ明らかにするため、事業計画と結果報告を取りまとめ、「ちがさき男女共同参画推進プラン」と事業計画の進ちょく状況を把握し、茅ヶ崎市男女共同参画推進会議においてプランを推進します。

また、ちがさき男女共同参画プラン推進協議会において、「ちがさき男女共同参画推進プラン」について意見を聞き、男女共同参画施策に反映させます。



3 市の率先行動

男女共同参画社会を実現するために、市民、地域、事業者及び市が、その役割に応じて共に取り組むことが大切です。そのため、まず市が率先して取り組み、その成果や経験を市内に広げていきます。

4 国・県等への要望と連携

「ちがさき男女共同参画推進プラン」に掲げる取り組みには、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とするものがあります。

男女共同参画社会の実現のために、国や県に対し、国や県が実施すべき施策の着実な推進、更なる財源措置等を要望するとともに、国や県と連携しながら男女共同参画施策を推進していきます。

コラム ～広報ちがさき（平成 22 年 8 月 15 日号）より～

キーワードは「男女共同参画」

話そう、働こう、育てよう。
いっしょに。

（22年度男女共同参画週間キャッチフレーズ）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは



最近「イクメン（育児をする男性）」「カジメン（家事をする男性）」と呼ばれ、仕事をしながら育児や家事に積極的に取り組む男性が話題になっていますが、ご存じでしょうか。

仕事で責任を果たすだけではなく、子育てや家事も行い、家族と過ごす時間を大切にする傾向が高まっているようです。

市民アンケート結果を見ると、「仕事・家庭生活・個人生活」を優先した生活を希望する声が多いことがわかります。

やりがいや充実感を感じながら働き、家庭生活や地域生活においても、人生の各段階で多様な生き方ができる社会、それが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）した社会です。

このような社会を目指すことは、男女がともに能力を発揮することができる男女共同参画社会にもつながります。

私たち、一人ひとりのワーク・ライフ・バランス

例えば、仕事と生活を音に見立ててみましょう。時には、仕事が優先の日もあるかもしれません。子育てや介護に専念するこ

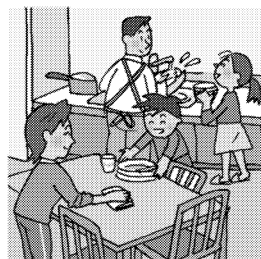
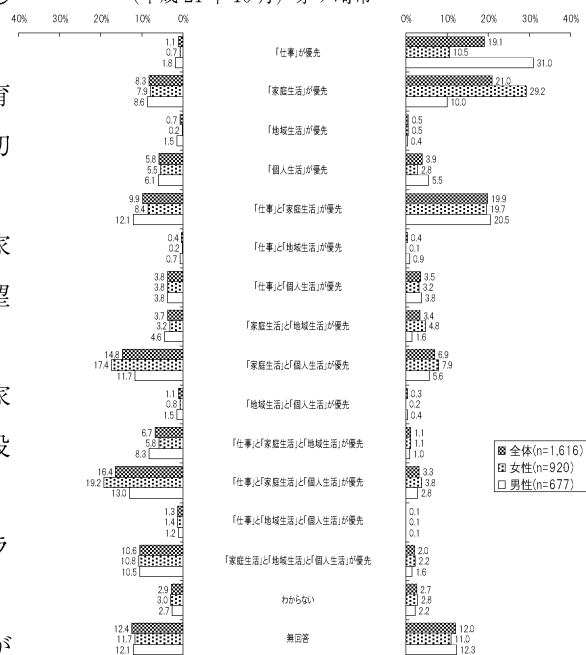
ともあるでしょう。でもその時々での優先度を変えながら、自分で選んだ音でハーモニー（調和）を感じる生活はきっと素敵なものとなるはずです。

人生の中で選んだ音のハーモニーを楽しみ、仕事と生活の調和に「自分らしさ」を加えてみませんか。

【生活での優先時】

出典：男女参画社会に関する市民アンケート調査報告書

（平成 21 年 10 月）茅ヶ崎市



資料

資料

男女共同参

	世界の動き	国内の動き
1975年 (昭和50年)	●国際婦人年 ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 世界行動計画、メキシコ宣言採択	●総理府に婦人問題企画推進本部設置
	国連婦人の10年	国内行動計画
	●女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約採択	●国内行動計画策定 ●国立婦人教育会館開館
1980年 (昭和55年)		●民法改正 (配偶者の相続分改正)(1981年施行)
		●国籍法・戸籍法改正 (父母両系主義の採用)(1985年施行)
1985年 (昭和60年)	●国連婦人の10年 ナイロビ世界会議 ーナイロビ将来戦略(目標年次2000年度)	●男女雇用機会均等法公布(1986年施行) ●女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准(1986年発効)
	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略	西暦2000年に向けての新国内行動計画
		●西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 ●新学習指導要領の告示 (高校家庭科男女必修)
1990年 (平成2年)		●育児休業法公布 (1992年施行、女子差別禁止、セクハラ防止) ●新国内行動計画(第1次改訂)策定
	●国連世界人権会議(ウィーン) ウィーン宣言採択 ●国際人口・開発会議(カイロ)	●内閣に男女共同参画推進本部設置

画のあゆみ

	神奈川県動き	茅ヶ崎市動き
1975年 (昭和50年)	●県知事室に婦人関係行政の窓口設置	
1980年 (昭和55年)		
	●かながわ女性会議結成 ●県民部に婦人企画室設置 ●県立婦人総合センター開設	●茅ヶ崎市女性センター開設
1985年 (昭和60年)		●茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会設置
	●新かながわ女性プラン策定	
1990年 (平成2年)	●新かながわ女性プラン改定実施計画策定 ●県立婦人総合センターから 県立かながわ女性センターに名称変更	●茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会設置
		●ちがさき女性プラン策定 ●ちがさき女性プラン推進協議会設置 ●企画部文化室設置

かながわ女性プラン

新かながわ女性プラン

ちがさき女性プラン

資料

	世界の動き		国内の動き	
1995年 (平成7年)	●第4回世界女性会議(北京) 北京宣言、行動綱領採択	北京宣言及び行動綱領	●男女共同参画2000プラン策定	男女共同参画2000年プラン
			●男女雇用機会均等法改正 (1999年施行、女子差別禁止、セクハラ防止)	
			●労働基準法改正(女子保護規定撤廃)	
			●男女共同参画社会基本法の公布・施行	
2000年 (平成12年)	●国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	女性2000年会議成果文書	●男女共同参画基本計画の策定	男女共同参画基本計画
			●内閣府に男女共同参画局を設置	
			●配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の公布・施行	
2005年 (平成17年)	●国連婦人の地位委員会 「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	「北京+10」世界閣僚級会合成果文書	●男女共同参画基本計画の改正	男女共同参画基本計画(第2次)
			●男女雇用機会均等法改正 (2007年施行、間接差別、男性に対する差別の禁止)	
2010年 (平成22年)				

	神奈川県動き		茅ヶ崎市動き	
1995年 (平成7年)			●茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会から 茅ヶ崎市女性行政推進会議に改称	
	●かながわ女性プラン21策定	かながわ女性 プラン21	●茅ヶ崎市女性センター移転 ●市長室市民活動推進課設置	
2000年 (平成12年)			●ちがさき男女平等参画プラン策定	ちがさき男女平等参画プラン
	●神奈川県男女共同参画推進条例の 公布・施行 ●配偶者暴力相談支援センター設置 ●かながわ男女共同参画推進プラン策定	かながわ男女共同参画 推進プラン	●茅ヶ崎市女性行政推進会議から 茅ヶ崎市男女共同参画推進会議に改称 ●企画部男女参画社会課・女性のための相談室設置	
2005年 (平成17年)	●かながわDV被害者支援プラン策定	かながわ男女共同参画 推進プラン(第2次)	●ちがさき女性プラン推進協議会から ちがさき男女平等参画プラン推進協議会 改称 ●ちがさき男女平等参画推進プラン改訂版 策定	ちがさき男女平等参画プラン改訂版
2010年 (平成22年)				

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第
百二号

同 十一年十二月二十二日同 第
百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に
関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—
第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成につい

ての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該

活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要

な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案

を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互

協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成

に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第二百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律 第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するもの

であり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な

平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わな

い。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の

撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保され

なければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及

び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次

のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数

第5部

第17条

で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上

その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これら

の提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

21 茅男女第 13 号

平成 21 年 6 月 9 日

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会会長 様

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

ちがさき男女平等参画プランの進ちよく状況及び（仮称）ちがさき男女共同
参画推進プラン（案）について（諮問）

このことについて、男女共同参画社会基本法第 9 条の規定により貴協議会の意見をいた
だきたく、次の事項について諮問します。

諮問する事項

1. ちがさき男女平等参画プランの進ちよく度についての意見
2. （仮称）ちがさき男女共同参画推進プラン（案）についての意見

なお、1 についての答申は、平成 21 年 9 月末までに提出願います。

（ 事務担当 企画部男女参画社会課男女参画社会担当
電 話 0467-57-1414 ）

平成22年7月2日

茅ヶ崎市長 服 部 信 明 様

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会
会 長 中 嶋 公 子

ちがさき男女共同参画推進プラン（案）について（答申）

平成21年6月9日付け21茅男女第13号により諮問を受けましたちがさき男女共同参画推進プラン（案）について、私たち協議会委員は真摯に審議した結果、次のとおり答申致します。

答申

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会は、ちがさき男女共同参画推進プラン（案）について、茅ヶ崎市民の立場から、国連における女子差別撤廃条約採択以後の国際的動向と国連の日本への勧告、現在の国内における第3次男女共同参画基本計画策定の方向を見据えながら、熱心に議論を重ねてきました。

私たち協議会委員は、とくに、茅ヶ崎市において男女平等の実現、男女共同参画社会形成に向けた3度目となる本プランが、理念的な目標にとどまらず、茅ヶ崎市民の現状に対応した真に実効性をもったプランかどうかを議論の最大の焦点としてきました。そのため、本プランが、茅ヶ崎市の総合計画の施策を具体化し、今後5年間の茅ヶ崎市の男女共同参画推進にかかわる施策の方向性を明示しているかどうかを重視してきました。

したがって、本プラン案に、プランの実効性を担保する手段として、プランの進捗・管理を把握するプラン評価指標が入ったこと、また、男女共同参画社会に関する市民アンケート（平成21年10月実施）の結果が基礎資料として用いられたことは、ジェンダー統計への第一歩として評価したいと思います。

また、国の第3次男女共同参画基本計画策定において、留意すべき点として様々な困難を抱える人々への対応があげられています。本プランの中でも、男女共同参画の視点が、

高齢者、障害者、外国人、ひとり親家庭への施策として取り上げられたことも、複合差別への今後の取組みとして評価したいと思います。

しかしながら、プランの継続的な実効性に向けて、今後さらに課題を解決していく必要があります。

課題の1は、ジェンダー統計の把握とその理由の分析です。現在、グローバル化の中で、世界的な経済・社会・政治の大きな変動に直面した日本の状況は、一地方自治体である茅ヶ崎市にも直結しています。日本政府の第3次男女共同参画基本計画策定の方針において、男女共同参画社会基本法の謳う男女共同参画社会の実現こそ、少子高齢化、経済の低迷、貧困・社会格差の増大に対応する政策であることを考えるとき、茅ヶ崎市の男女共同参画の現状を把握する基礎的データとなるジェンダー統計が総合計画の施策にかかわる各分野で実効性をもって実施されることが必須です。

課題の2は、本プランが一層の実効性をもつには、一地方自治体では実行できない、性別に中立的な、多様な選択肢のある社会制度、慣行の実現が必要です。そのためには、国や県の施策と連携するとともに、国・県への要望を適宜提出していく必要があります。

課題の3は、行政プランが市民の生活実感から出発できるような、わかりやすく、読みやすいプランであることです。その前提として、日本政府の第3次男女共同参画基本計画にみられるように、行政は市民に意識啓発する側面と、逆に市民の実態から教えられ、啓発されることによって、市民の困難な状況や課題を把握する側面とがあるという認識をもつ必要があります。男女共同参画における主体的な市民のさらなる創成と協働関係のしくみの構築が急がれます。むずかしい課題ですが、今後に向けてさらに改善をはかってほしいと思います。

以上、ちがさき男女共同参画推進プラン（案）について、評価・課題も含めて検討しながら、同プランが男女共同参画社会基本法に基づく、茅ヶ崎市における男女共同参画社会実現の実効性の確保に向けた新たな第一歩となることを希望します。

男女平等参画と男女共同参画

2001 年、茅ヶ崎市は、『ちがさき男女平等参画プラン』を、また、2011 年度から実施される新プランとして『ちがさき男女共同参画推進プラン』を、市民参加で策定しました。プランのタイトルが、一方は「男女平等参画」、他方は「男女共同参画」となっていますが、その理由を説明したいと思います。

参画は、事業・政策などの計画の立案に積極的に加わることを意味します。「男女共同参画」が行政用語として初めて使われたのは、1991 年の「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」です。これは、「単に女性の参加の場を増やすだけでなく、政策・方針の決定、企画等に加わるなど、より主体的な参加姿勢を明確にするため」とされています。その後、1999 年、「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」という。）が成立し、行政用語においては「男女共同参画」の使用が主流となりました。

基本法では、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。（第 2 条）」と謳われています。さらに、男女共同参画社会の形成においては、男女の人権の尊重（第 3 条）及び、社会における制度又は慣行が性別に関して中立的である配慮（第 4 条）が必要であることが明記されています。基本法からは、男女平等は、「男女共同参画社会」の実現をもって達成されると理解されます。

今回、日本における男女平等参画と男女共同参画をめぐる法律と行政用語について理解したうえで、ちがさき男女平等参画プラン推進協議会は、新プランにおいてどちらを選択すべきかを議論してきました。多くの地方自治体では、「男女共同参画プラン」という名称を用いていますが、自治体によっては、「男女平等参画プラン」を用いています。協議会では、新プランの実効性を最も考慮し、「男女共同参画社会基本法」に則り、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を選択しました。茅ヶ崎市の新総合計画の個別プランとして、市の各施策において、本プランが真に実行性、実効性をもつことを願うことです。

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会

参考文献 鹿島敬著『男女共同参画の時代』岩波新書 2003

大沢真理著『男女共同参画社会をつくる』NHKブックス 2002

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会委員名簿

委員名	所属団体の名称及びその役職の名称 又は選任の方法	役職
中嶋 公子	学識経験者	会長
松本 順子	茅ヶ崎市女性センター登録団体	副会長
荒川 スイ	公募の市民	
川野 圭子	学識経験者	
関東 正治	公募の市民	
小室 典子	茅ヶ崎市女性センター登録団体	
酒田 美淑	茅ヶ崎市商工会議所	
椎野 信雄	学識経験者	
白井 愛子	茅ヶ崎市民生委員児童委員連絡協議会	
鈴木 幹雄	さがみ農業協同組合	
塚田 悠子	公募の市民	
益田 和子	公募の市民	
水島 いづみ	湘南地域連合	

「ちがさき男女共同参画推進プラン（案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 平成22年9月2日（木）～ 平成22年10月1日（金）
- 2 意見の件数 47件
- 3 意見提出者数 15人
- 4 内容別の意見件数

	項 目	件 数		項 目	件 数
1	第1章 プランの策定にあたってに関する意見	3件	8	第5章 基本目標3 人権が尊重される社会づくりに関する意見	2件
2	第2章 プランの体系に関する意見	2件	9	第5章 基本目標4 男女が共に参画するまちづくりに関する意見	3件
3	第3章 プランの基本理念に関する意見	2件	10	第6章 プランの評価指標に関する意見	1件
4	第4章 プランの基本目標に関する意見	5件	11	第7章 プランの推進体制に関する意見	4件
5	第5章 全体に関する意見	2件	12	その他の意見	17件
6	第5章 基本目標1 男女平等の意識づくりに関する意見	1件	合 計		47件
7	第5章 基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくりに関する意見	5件			

 = 一部修正を加えた項目

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
60ページ 協働 <u>市民及び市が、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力することをいう。</u>	60ページ 協働 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

イラスト

越前市男女共同参画センター「あんだんて」 生活の中で見る男と女イラストカット集より

ちがさき男女共同参画推進プラン

平成23年（2011年）3月発行 300部

発行 茅ヶ崎市

編集 文化生涯学習部男女共同参画課

〒253-0044

神奈川県茅ヶ崎市新栄町12番12号トラストビル4階（茅ヶ崎市女性センター内）

電話 0467-57-1414

FAX 0467-57-1666

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス danjo@city.chigasaki.kanagawa.jp

携帯サイト
QRコード

